

平成25年第3回

おいらせ町議会定例会

会議録第3号

おいらせ町議会 平成25年第3回定例会記録

おいらせ町議会 平成25年第3回定例会記録				
招集年月日	平成25年9月10日(火)			
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開 会	平成25年9月10日 午前10時00分 議長宣告			
散 会	平成25年9月10日 午後 4時46分 議長宣告			
応 招 議 員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1 番	高 坂 隆 雄	2 番	田 中 正 一
	3 番	平 野 敏 彦	4 番	檜 山 忠
	5 番	日野口 和 子	6 番	川 口 弘 治
	7 番	袴 田 信 男	8 番	沼 端 務
	9 番	吉 村 敏 文	10 番	澤 頭 好 孝
	11 番	立 花 國 雄	12 番	柏 崎 利 信
	13 番	西 館 秀 雄	14 番	松 林 義 光
	15 番	馬 場 正 治	16 番	佐々木 光 雄
不 応 招 議 員	なし			
出 席 議 員	16名			
欠 席 議 員	なし			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	成 田 隆	副 町 長	西 館 芳 信
	分庁サービス課長	澤 上 訓	総 務 課 長	松 林 由 範
	環 境 保 健 課 長	小 向 道 彦	企 画 財 政 課 長	小 向 仁 生
	介 護 福 祉 課 長	松 林 泰 之	行 政 管 財 課 長	田 中 富 栄
	農 林 水 産 課 長	泉 山 裕 一	ま ち づ くり 防 災 課 長	中 野 重 男
	商 工 観 光 課 長	澤 田 常 男	税 務 課 長	松 林 光 弘
	教 育 長	袴 田 健 志	教 育 委 員 会 委 員 長	加 藤 正 志
	町 民 課 長	柏 崎 正 光	学 務 課 長	堤 克 人
	地 域 整 備 課 長	倉 館 広 美	社 会 教 育 ・ 体 育 課 長	北 向 勝
	会 計 管 理 者	柏 崎 尚 生	農 業 委 員 会 会 長	中 川 原 卓 雄
	農 業 委 員 会 事 務 局 長	泉 山 裕 一	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	田 中 富 栄
	病 院 事 務 長	山 崎 悠 治	監 査 委 員 事 務 局 長	袴 田 光 雄
	監 査 委 員	名 古 屋 誠 一		

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局 長	袴 田 光 雄	事務局 次 長	小 向 正 志
	臨時 職 員	坂井田 五 月		
町 長 提 出 議 案 の 題 目	1	報告第16号	平成24年度おいらせ町健全化判断比率及び資金不足比率について	
	2	報告第17号	平成24年度青森県新産業都市建設事業団特定事業及び特定事業以外の事業の決算報告について	
	3	諮問第3号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	
	4	諮問第4号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	
	5	議案第52号	おいらせ町個別外部監査契約に基づく監査に関する条例の制定について	
	6	議案第53号	おいらせ町一般職の任期つき職員の採用に関する条例の制定について	
	7	議案第54号	おいらせ町子ども・子育て会議条例の制定について	
	8	議案第55号	おいらせ町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償額に関する条例の一部を改正する条例について	
	9	議案第56号	おいらせ町特別参事の設置及び給与等に関する条例の一部を改正する条例について	
	10	議案第57号	おいらせ町町税条例の一部を改正する条例について	
	11	議案第58号	おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	
	12	議案第59号	おいらせ町介護保険条例の一部を改正する条例について	
	13	議案第60号	おいらせ町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	
	14	議案第61号	字の区域及び名称の変更について	
	15	議案第62号	字の区域及び名称変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	
	16	議案第63号	八戸圏域水道企業団規約の変更について	
	17	議案第64号	平成24年度おいらせ町一般会計補正予算について	
	18	議案第65号	平成25年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算について	
	19	議案第66号	平成25年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計補正予算について	
	20	議案第67号	平成25年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算について	
	21	議案第68号	平成25年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算について	
	22	議案第69号	平成25年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算について	
	23	議案第70号	平成25年度おいらせ町公共用地取得事業特別会計補正予算について	
	24	議案第71号	平成25年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算について	
	25	議案第72号	平成25年度おいらせ町病院事業特別会計補正予算について	
	26	認定第1号	平成24年度おいらせ町一般会計歳入歳出決算認定について	
	27	認定第2号	平成24年度おいらせ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	

	28 認定第3号	平成24年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
	29 認定第4号	平成24年度おいらせ町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
	30 認定第5号	平成24年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
	31 認定第6号	平成24年度おいらせ町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
	32 認定第7号	平成24年度おいらせ町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について
	33 認定第8号	平成24年度おいらせ町公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について
	34 認定第9号	平成24年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
	35 認定第10号	平成24年度おいらせ町病院事業会計決算認定について
議員提出 議案の題目		
開 議	午前10時00分	
議 事 日 程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。(別添付)	
会議録署名 議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。	
	9 番 吉 村 敏 文 議 員	
	1 0 番 澤 頭 好 孝 議 員	
議 案 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨
会議成立 開議宣告	事務局長 (袴田光雄君)	おはようございます。 修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。ご着席ください。
	佐々木議長	おはようございます。 ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達しております

議事日程報告	佐々木議長	<p>ので、直ちに本日の会議を開きます。</p> <p>なお、8番、沼端 務議員、若干おくれます。</p> <p>13番、西館秀雄議員は、午前中欠席との申し出がありました。選挙管理委員会委員長は、本日所用のため欠席との申し出がありましたので、報告いたします。</p> <p style="text-align: right;">(開会時刻 午前10時00分)</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>日程第1、報告第16号 平成24年度おいらせ町健全化判断比率及び資金不足比率についてを審議する前に、監査委員より提出されております意見書について質疑を受けます。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>3番、平野敏彦議員。</p> <p>私は、今、この議題の前にちょっと確認をしておきたいと思います。</p> <p>昨日の一般質問の中で、私たちは議長から通告外の指導をいただきました。私もたびたびそのような事例があつて指導されますけれども、きょう新聞を見たら町長の出馬表明がでかでかと東奥日報に載っていました。</p> <p>きのう、一般質問の項目を見ますと、その項目がなかったなど、私、これは通告外に当たらないのかなということで、ちょっと議長から確認をしておきたいと思います。</p> <p>これは、そういうふうな部分で、この範囲を広げてもいいというふうなのであれば、次回から私は一般質問の範囲はこの辺まで大丈夫だなというふうに解釈しますけれども、ここについて議長の見解をまずお聞かせをいただきたいと思います。</p>
答弁	佐々木議長	<p>じゃ見解の相違もあろうかと思いますが、私の範囲内でお答えできる部分はお答えします。</p> <p>まず、きのうの一般質問の4番さんの中での出馬表明ということになりましたけれども、結局、町長の答弁は明らかに的を射て、そして簡潔に答弁しておりました。</p>

		<p>余りにもその議事日程等に狂いがなく、引きずるような長いものでもなかったし、簡潔に答弁したのをマスコミはあのように書いたのではないのかなど、私はそのように3番議員、判断しました。それで、許可しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>1番 (高坂隆雄君)</p>	<p>1番。</p> <p>じゃ確認ですが、私の一般質問も的確に答弁はされましたし、また、議事日程にも支障はなかったと思いますが、それでもなお通告外だと、私は関連、5分団の屯所の移転に関して分遣所のやり方も類似している点があるなということで、関連だと思って発言したんですが、議長からは「通告外なので今後気をつけるように」というようなお話がありました。じゃその件についてはどのように説明を。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p>	<p>それについては、私もちょっとぼやっとしておったのもあります。ですから、議員の皆様方に、「おい、議長しっかりせい」と言っていたくように私はお願いをしたはずでございます。ですから、あなたの発言も、1番議員の発言もとめたわけではございません。</p> <p>ただ、多岐にわたって財政の税務課のほうに行ったりしたものですから、「あらっ」と思って、事務局と相談をして、じゃ私のほうで取り扱い方については謝罪をしておきながら、今後皆さんに注意しましょうと。私も注意するよと、そういう意味合いを含めて、私はあなたの発言もとめた経過もございませんし、特別、1番議員にどうのこうのと申し上げたつもりはございません。両方、平等に取り扱っているつもりでございます。</p> <p>以上です。</p>
	<p>佐々木議長 (議員席)</p>	<p>質疑ございませんか。</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>なしと認め、質疑を終わります。</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>これより議事に入ります。</p>

なしの声

<p>当局の説明</p>	<p>企画財政課長 (小向仁生君)</p>	<p>日程第1、報告第16号、平成24年度おいらせ町健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>企画財政課長。</p> <p>報告第16号につきましてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の1ページをお開きください。</p> <p>本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに各特別会計の資金不足比率について報告するものであります。</p> <p>2ページをお開きください。</p> <p>初めに、健全化判断比率であります。実質赤字比率及び連結実質赤字比率、ともに黒字決算となっており、数値の計上はありませんでした。</p> <p>また、実質公債費比率は14.0%、将来負担比率は75.5%で、国の定めた早期健全化基準数値を下回っております。</p> <p>次に、資金不足比率であります。公営企業会計ごとに算定するもので、病院事業会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計ともに資金不足は生じておりません。</p> <p>なお、参考までに、備考欄に実質黒字比率、連結実質黒字比率、また、資金剰余比率を掲載しておりますが、赤字や不足の逆パターンでありまして、黒字額を標準財政規模で、剰余金額を事業額で割り返したものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>この際、質疑を受けます。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>3番、平野敏彦議員。</p>
<p>質疑</p>	<p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>今、説明がありました資金不足比率のところの病院事業会計の資金剰余比率が88.6%となっております。今ちょっと説明があった数値を飲み込めませんでしたけれども、これは、平成24年度の決算書を見ますと、たしか100万円以下で剰余金が計</p>

答弁	佐々木議長	<p>上されておりますけれども、この88.6%というのは、この剰余金の関係からいいますと、その部分は加味されていないというふうなことで捉えればいいのか、この辺、ちょっと説明をお願いしたいと思います。</p> <p>答弁を求めます。</p> <p>企画財政課長。</p>
質疑	企画財政課長 (小向仁生君)	<p>確かに、決算のほうに行きますと、消費税を除いた額でもってそのような数値になっているかと思います。ただ、消費税を加味した、入れた形での決算比率というふうなことで、剰余金から事業の規模で割り返すとこのような形になるのではないかなど。</p> <p>手元に、今、詳しい算式のものがございますので、算式、答えについては、後日回答したいと思います。</p>
質疑	佐々木議長	3番。
質疑	3番 (平野敏彦君)	70何万円に消費税を加味しても、この数値というのは本当に出てくるのでしょうか。事務長、消費税込みになれば、今の剰余金というのは幾らになるんですか。
答弁	佐々木議長 病院事務長 (山崎悠治君)	<p>答弁を求めます。</p> <p>病院事務長。</p> <p>それではお答えいたします。</p> <p>消費税を抜いた、消費税込みの場合の決算ということになりますと、決算書のほうの155ページになりますが、これは収入も支出も税込みの金額であります。そうなりますと、約600万円ほどになりますが、それを税処理した金額は75万6,000円ということになります。</p> <p>ただ、今説明があったように、この資金不足比率の計算の方法なんですけれども、これも私はちょっと詳しくは承知しておりませんが、病院のほうの計数の1つとして、不良債務比率、これは、要は現金、流動資産、それから流動負債、これを引いたやつ比率なんですけれども、この比率は平成24年度の実績で88.</p>

		<p>6%の△というんですか、不良債務がないと。要するに、流動資産のほうが大きく上回っているということになります。</p> <p>ですから、これが逆のパターンになりますと、資金がなくて負債のほうが多くなって借入れをしていかなければ対応できない状態になるということになりますが、それが不良債務比率になるわけなんですけれども、それと、数値の出し方は違うかと思いますが、まず、病院のほうからいきますと、不良債務がないということで、資金が潤沢にあるということになると思います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>企画財政課長 (小向仁生君)</p>	<p>企画財政課長。</p> <p>申しわけございません。不足しておりますことをご説明いたします。</p> <p>資金不足比率に関しては、料金収入の規模ですね。これを事業の規模で割り返した額というふうに計算しますと、この数値になるかと思います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番。</p> <p>今、事務長の説明ですと、流動資産と流動負債の額の比率で88.6%、くしくも同じ数値が出ていますけれども、確かに平成24年度の資金不足比率の資金剰余金比率、これについては88.6%、この私が持っている主要施策の成果の最後のページですけれども、これでいけば、この剰余金比率、今財政課長が言っているところとは意味が繋がらないのではないですか。資金剰余金比率88.6%というのは、今事務長が言ったように、流動負債額を流動資産額で割ったのが88.6%というふうなことで説明がありましたけれども、今、財政課長が言っている料金収入とその事業規模で割ったというふうなのであれば、病院の事業収入というのは、料金というのは幾らもないはずですよ。</p> <p>医業外の預金を指すのか、そういうふうなものを含めれば、この88.6%になりませんよ。</p> <p>今、事務長が言ったのが一番正しいのではないですか。この資</p>

		<p>金剰余比率というのは。これが正しい説明じゃないですか。事務長のほうが正しいと私は思いますけれども。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p>	<p>企画財政課長。</p>
	<p>企画財政課長 (小向仁生君)</p>	<p>時間をいただければ、ちょっと確認したいと思います。</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>ほかにありませんか。</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>なしと認め、本件に対する質疑を終わります。</p>
<p>当局の説明</p>	<p>以上で、報告第16号を終わります。</p>	
	<p>佐々木議長</p>	<p>日程第2、報告第17号、平成24年度青森県新産業都市建設事業団特定事業及び特定事業以外の事業の決算報告についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>企画財政課長。</p>
	<p>企画財政課長 (小向仁生君)</p>	<p>報告第17号につきましてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の3ページをお開きください。</p> <p>本件は、当該事業団から平成24年度決算について報告がありましたので、地方自治法の一部を改正する法律附則第3条の規定による改正前の地方自治法第312条第3項の規定に基づき、金矢工業用地造成事業ほか3件の特定事業及び特定事業以外の事業の決算状況を報告するものであります。</p> <p>まず、特定事業についてであります。当町にかかわる百石住宅用地造成事業の概要についてをご説明申し上げ、他の事業についてはご参照いただくことで説明を省略させていただきたいと存じます。</p> <p>それでは、資料1、平成24年度青森県新産業都市建設事業団特定事業決算の15ページ、決算報告書をお開きください。</p> <p>百石住宅用地造成事業の収益的収入及び支出の状況であります。事業収益1億2,559万1,813円に対し、事業費用1,737万4,218円となっており、17ページの損益計算書のとおり、今度は17ページになります。17ページの損益計</p>

	<p>算書のとおり、当年度は1億821万7,595円の純利益が生じております。</p> <p>事業収益の内訳は、営業収益が分譲地として3件分、約829平方メートルを売却処分した用地売却収益2,543万364円と、営業外収益が、財務改善のための町からの補助金及び利子補給金等1億16万1,449円であります。</p> <p>これに対する事業費用の内訳は、営業費用が3件の用地売却原価と一般管理費1,721万6,558円と、営業外費用が一時借入金利息15万7,660円であります。</p> <p>このため、前年度までの繰越欠損金13億5,689万2,741円に当年度準利益を加えた当年度未処理欠損金は12億4,867万5,146円となり、平成25年度へ繰り越しされております。</p> <p>次に、資料4をごらんください。</p> <p>特定事業以外の事業の決算であります、本決算は一般管理会計と一般事業会計からなっております。</p> <p>1ページをお開きください。</p> <p>まず、一般管理会計の歳入であります、青森県ほか8設置団体からの負担金757万2,000円のほか、前年度繰越金、預金利息等を合わせ2,450万6,773円となっております。これに対する歳出であります、事業団運営費に533万1,426円となり、歳入歳出差引残額1,917万5,347円を翌年度へ繰り越ししております。</p> <p>次に、2ページになります。</p> <p>一般事業会計のうち、百石工業用地にかかわる分について説明いたします。</p> <p>歳入につきましては、44円の積立金利子が生じたので、前年度繰越金3,921円と合わせて3,965円となっております。歳出については、事業支出がございませんでした。</p> <p>次に、平成24年度特定事業会計決算に基づく資金不足比率についてご説明申し上げます。</p> <p>資料の9をごらんください。</p> <p>資金不足比率の算定方法については、流動負債額から未処分用地の時価評価額を考慮した流動資産額を差し引いて資金不足額を求め、それを負債資本合計額で除して算定することになってお</p>
--	--

当局の説明		り、百石住宅用地造成事業の資金不足比率については55.6.1%となっており、平成23年度決算に基づく資金不足比率60.8.5%から52.4ポイント下回る結果となっております。以上で説明を終わります。
	佐々木議長	説明が終わりました。 質疑を受けます。 質疑ございませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	佐々木議長	なしと認め、本件に対する質疑を終わります。 以上で報告第17号を終わります。
	佐々木議長	日程第3、諮問第3号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町長。
	町長 (成田 隆君)	説明申し上げます。 諮問第3号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてご説明いたします。 本案は、現委員であります山端節子氏の任期が本年12月31日をもって満了することから、引き続き同氏を推薦いたしたく諮問するものであります。 山端氏は、平成13年11月より、現在に至るまでの4期12年、人権擁護委員として在任し、人権擁護委員を初めとした地域の人権擁護活動においてよき理解者、指導者として活躍いただいております、その信望は非常に厚く、人権擁護委員としてまさに適任者と認められますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会のご意見をいただく上で推薦したいと考えますので、よろしくお願い申し上げます。 以上です。
佐々木議長	説明が終わりました。 質疑ございませんか。	
(議員席)	***なしの声***	

当局の説明	佐々木議長	なしと認め、本件についての質疑を終わります。
	佐々木議長 (議員席)	これから討論を行います。 討論はありませんか。 **なしの声**
	佐々木議長 (議員席)	なしと認め、討論を終わります。 これから諮問第3号について採決をいたします。 本案は、これを適任とすることにご異議ありませんか。 **なしの声**
	佐々木議長	異議なしと認めます。 よって、本件については適任とすることに決しました。
	佐々木議長	日程第4、諮問第4号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町長。
	町長 (成田 隆君)	諮問第4号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。 本案は、現委員であります倉持晶郎氏の任期が、本年12月31日をもって満了することから、引き続き同氏を推薦いたしたく諮問するものであります。 倉持氏は、平成23年1月に委員に就任し、積極的に地域住民の相談や助言指導に当たりながら、本年4月から十和田人権擁護委員協議会常任委員の要職も担われ、地域の人権意識向上のため、精力的に活動されており、その信望は非常に厚く、人権擁護委員としてまさに適任者と認められますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会のご意見をいただいた上で推薦したいと考えておりますので、よろしく申し上げます。 以上です。
佐々木議長	説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑ございませんか。 3番、平野敏彦議員。	

<p>質疑</p>	<p>3番 (平野敏彦君)</p> <p>佐々木議長</p>	<p>私は、ちょっとこの倉持さんについては、たしか議員選挙に立候補した方じゃなかったかなというふうな記憶があるんですけども、そういうふうな形で見ますと、この人権擁護委員の職にあつて、そういうふうな活動が支障にならないのか。この辺ちょっと気になったものですから、たしか立候補の経過があつたのか、そういうふうなものが委員活動をする中でさまざま問題が出てこないのか、ここだけ確認したいと思います。</p> <p>答弁を求めます。</p> <p>町民課長。</p>
<p>質疑</p>	<p>町民課長 (柏崎正光君)</p> <p>佐々木議長</p>	<p>倉持氏は議員選挙に立候補した経緯があります。</p> <p>以上です。</p> <p>町民課長。</p>
<p>答弁</p>	<p>町民課長 (柏崎正光君)</p> <p>佐々木議長</p>	<p>その経緯はありますけれども、現在は、その部分とは関係なく人権擁護委員活動に従事しております。</p> <p>以上です。</p> <p>副町長。</p>
<p>答弁</p>	<p>副町長 (西館芳信君)</p> <p>佐々木議長</p>	<p>確かに、議員の政治活動等に限らず、欠格事項というのが人権擁護委員法の中にございます。</p> <p>その中で、その職務上の地位だとか職務の執行を政党または政治的目的にしてはならないというふうな条項がありますけれども、それはあくまでもなつてからの話であつて、なる前につきましては、例えば、成年後見人がついているだとか、禁固刑以上の職務について、まだ何年以上経過、その執行が終わつてないよとか、破壊行為団体に指定された団体に所属しているとか、そういうふうな規定はありますが、実際に議会議員と云々というのは決まりはなくて、実際、議員の職を兼職しながら全国的にこの職に就いている人たちも見られるということでございます。</p> <p>ほかにございませんか。</p>

当局の説明	(議員席) 佐々木議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本件についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。</p>
	(議員席) 佐々木議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。 これから諮問第4号について採決をいたします。 本件は、これを適任とすることにご異議ありませんか。</p>
	(議員席) 佐々木議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。 よって、本件については適任とすることに決しました。</p>
	佐々木議長	<p>日程第5、議案第52号、おいらせ町個別外部監査契約に基づく監査に関する条例の制定についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 総務課長。</p>
	総務課長 (松林由範君)	<p>それでは、議案第52号についてご説明いたします。 議案書の8ページをごらんください。 本案は、当町の監査機能の専門性及び独立性をさらに強化し、行政運営及びその監督機能に対する町民の信頼を高めるため、地方自治法第252条の27第3項の規定する個別外部監査を実施できるようにするため、個別外部監査契約に基づく監査に関する条例を制定するものであります。 具体的には、選挙権を有するものからの監査請求、議会からの監査請求、町長からの監査要求、それから、町長からの財政援助団体等の監査要求、住民からの監査請求の5つの場合に、監査委員による監査にかえて、個別外部監査ができる旨を定めるものでございます。 以上で説明を終わります。</p>
佐々木議長	<p>説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 質疑ございませんか。 3番、平野敏彦議員。</p>	

<p>答弁</p>	<p>総務課長 (松林由範君)</p>	<p>それでは、お答えをいたします。</p> <p>まず1点目でございますが、なぜ今提案なのかということについてでございますけれども、確かに、国の法律、地方自治法が改正されてから時間は経過をしております。</p> <p>確かに、その時点で必要性を感じてやるという選択ももちろんあったわけですが、現実にはなかなかそういう状況にならないまま来たというのが実情ですけれども、今提案した最も大きな理由は、1つは町長の公約の中に外部監査制度の導入というものがあるということがまず1つ。それから、昨年、一昨年来、町あるいは町がかかわるようなさまざまな不祥事も出ていると。そういう状況を踏まえまして、この際、この条例を提案して、監査の機能を強化すべきかなということで、内部で検討した結果、提案に至ったということでございます。</p> <p>それから、2点目。</p> <p>外部監査、特に個別外部監査そのものが受け身の形でちょっとなかなか思ったような監査のあり方とは違うのではないかとという議員の思いがあるということでございますが、そういう意味では、確かに個別の外部監査は、先ほど説明いたしました5項目について、請求・要求があった場合にやるということで制度が構成されておりますので、そういう要素は多分にあるかと思えますけれども、やはり、先ほどの説明、制定理由でも申し上げましたように、さまざまな問題、不祥事あるいは、さまざまな他団体等の会計を見るに当たっては、やはり専門性が必要な場合も出てくるかとも思われますので、今後、そういう事案も想定、あつてはならないことですが、可能性がないとは言えませんので、そういう部分では、不十分ながら、いわゆる独自性を発揮して町が積極的にという部分ではなかなか行かないかもしれませんが、一定の意味はあるものというふうに考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長 3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番。</p> <p>さっきも言いましたように、外部監査の契約を締結できるものとしては弁護士、公認会計士、税理士、そしてまた国の機関において会計検査に関する行政事務に従事したもの、または地方公共</p>

		<p>団体において監査もしくは財務に関する行政事務に従事したもののというふうに、今の説明をさらに確認すればこういうふうな形で規定されてあるわけですよ。</p> <p>そうすれば、私はこの過去の事例を見ますと、この監査請求、条例を制定して議案を見ますと、本当にこの趣旨が生かされているのかなというふうな気がするわけです。というのは、例えば、住民からの監査請求ですと、政務調査費用の要求があつて、これについては外部監査の資格を有する弁護士に依頼をしているとか、それから、行政の建設事業関係では、経費がどういふふうな形でというのが公認会計士が依頼をされているとか、あとは財団法人とかさまざまそういうふうな部分に関する住民からの請求があつた場合、対応していますけれども、小さいのでいきますと、税の徴収事務については、これも住民からの監査請求があつて、公認会計士が当たっているというふうなことを見ますと、私たちが望んでいたものとは非常に、この制度が生きるだろうというふうな期待したものが全く生かされないなというふうな。ですから、そういうふうな意味で、私はまだこの部分については、もっともっと勉強して提案すべきではなかったのかなという気がするわけですよ。</p> <p>今、総務課長の答弁ですと、町独自の部分というのは町長なり議会なり、そういうふうなものが要求しなければできないというふうな形ですから、私はもっとこれに全てが準じなくても、町独自で制定する方法、手段というのは本当はないものか。できれば、私が、町長も大体私と同じ考えではなかったかなと思うんだけど、そういうふうな意味で、町独自での監査委員を補完する。そしてまた、いろいろなものに対しては、町長の指揮権、そういうふうなものが、議会なりそういうふうなものが主体的に監査請求、要求ができるようなシステムを私はつくったほうが、この今の制度よりも町のためには効果があらわれるのではないかと思いますけれども、なぜこのままで本当にいくのか。もっと見直しをするというふうな、じゃ変えましょうかというふうな考えがあるのか、お聞かせをいただきたいと思います。</p> <p>答弁を求めます。</p> <p>副町長。</p>
	佐々木議長	

<p>質疑</p>	<p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>私は、さっきも話をしたように、自分たちも不勉強だったんです。もっと、私のイメージとすれば、やはり、さっき総務課長が言った町の外郭団体、さまざまな部分でのほかにもこれから予想される不祥事、そういうふうなものに対して、これがあれば対応が可能だというふうなことですけれども、私はもっと、例えば、町長の指示、そういうふうな権限が盛り込まれているとか、議会の議決したものがそれに反映されるとか、そういうふうな部分がないか、なぜ生かされないのかなというふうな率直な疑問があるわけです。</p> <p>これで行きますと、副町長が言いましたけれども、包括外部監査2通りあるわけですが、包括の場合はほとんど県、指定都市、中核市になっていますから、町の場合、私見ても、全てが外部監査の条例制定をしているわけではないんですよ。やはり、私はこういうふうな引っかかるところがあるから条例制定していないのではないかなというふうな気がしますが、</p> <p>ですから、私は別にもっと勉強して、今言ったような町長なり、議会なり、そういうふうなものをもっと意思が反映されるような内容にして、この条例を制定したらどうですかというふうなことです。別にも今ままで行きますと、本当にもう決まった形で、例えば、選挙権を有する町民がばんばん監査請求をできるようにするわけです。そういうふうな形になれば、さっき逆に言ったむだな経費が私には出てくると思いますよ。やはり、そういうふうなものを町長の判断とかそういうふうな部分で、町の監査で十分だとか、そういうふうな形で進められるような幅を持った形での条例の制定をするというふうな考えがあるのか。それを最後に確認したいと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>平野議員の言いたいこと、言っていることはよく理解しております。私も、実はこの条例をつくるに当たって、今でいう包括外部監査のほうを念頭にしたつもりでしたけれども、法律的にそういう難しい2通りの方法があるということを知りまして、経費、そういう部分でいきまして、大変多大な経費が掛かるからということでもあります。そして、今現在、町の監査は現在の2名の監査</p>

		<p>委員の方々の例月あるいは定期監査、決算監査で十分足りていると思っております。</p> <p>しかしながら、先ほど副町長も言っておられましたように、定期的というんですか、いろんな不祥事等も出ております。また、私の選挙の公約でそういう監査をやる、不勉強で、こういう複雑な監査制度だと知らなかったもので、簡単にうたって、幾らかでも町の監査委員の負担を軽減しようという思いがあつて、そういう公約として出していたんですけれども、今聞きましたところ、一番簡易な方法とすれば、こういう今提案している条例制定しかないということでもありますので、今、平野議員が言っておられます、提案のありますような方法、もし町として法律的に許されてできるのであれば、現在ここで決定してもらって、また条例改定という方法もありますのでそういう部分でだんだん前に向かって町の使いやすい条例に変えていきたいと思っておりますので、どうか今定例会ではこの条例を決定くだされば大変ありがたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>14番 (松林義光君)</p>	<p>ほかにありませんか。</p> <p>14番、松林義光議員。</p> <p>今、平野議員のやりとりを聞いておりましたけれども、私も平野議員と全く同じ考えです。</p> <p>今、町で外郭団体、補助金を交付している団体、何ぼなのか。そして、2名の監査委員がこれを何件監査しているのか。全部監査しているのか。その辺、お伺いします。</p> <p>あわせて、町の監査委員、学識経験の監査委員の報酬は月額幾らか、まずお伺いいたします。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>総務課長 (松林由範君)</p>	<p>答弁を求めます。</p> <p>総務課長。</p> <p>外郭団体の件数でございますけれども、ちょっと手元に資料がありませんので、正確ではないかもしれませんが、たしか60団体前後かと記憶しております。</p> <p>それで、町の監査委員は、それを一応監査は計画的に見るよう</p>

<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>14番 (松林義光君)</p>	<p>に実施しているというふうに聞いておりますが、ちょっとその正確な内容は、今確認をした上でお答えをしたいと思います。</p> <p>それから、監査委員の、済みません、ちょっと待ってください。知識選出の監査委員は、月額3万6,500円になっております。</p> <p>以上です。</p> <p>14番。</p> <p>町長選挙の公約、掲げています。でも、恐らく町長は、全監査委員2名プラス補完的に監査委員が必要だということで公約に掲げたと思います。</p> <p>そして、副町長も議員時代、外部監査委員が必要だと一般質問等々しておりますが、これも恐らく今の条例化のような、私は監査委員ではないなと思っております。私も1番議員、3番議員、副議長、何名かは外部監査委員が必要だと、こういうふうに訴えております。でも、それもこのようなややこしい住民監査、住民が要求しなければだめ、町長が指示しなければだめとか、議会の要求がなければできないとか、このような監査委員では、私はなかったと、こう思っております。</p> <p>そして、ちょっと長くなりますけれども、合併をして4名から監査委員が2名になっております。病院も監査の対象だと思えます。そして、外郭団体、補助金を交付している団体が、今、総務課長の話によりますと60前後あります。これは、全部、毎年、監査をしているとは、私は思っておりません。恐らく1年に3分の1か、よくても半分ぐらいしか私は監査をしていないと、こう思っております。</p> <p>その結果、合併してから不祥事が2件ですか。防犯協会を初め、発生しております。そして、先般、横浜町でも外郭団体で補助金の不正が行われております。</p> <p>今、月額を聞いたら3万6,500円ですか。この法律は詳しくはわかりませんが、外郭団体を毎年実施、私はしなければならぬと思っています。なぜならば、外郭団体の場合は不祥事が起きやすいと思っています。それを防止するためにも、2名の監査委員では到底無理でしょう。ということを考えて、もっと1名ふ</p>
-----------	-------------------------------------	--

		<p>やしてもらいたいということで、私はそのようなつもりで監査委員の要望をしまりました。</p> <p>これはどうなんですか。今の補完、この条例に関係なく3万6,500円を支払って補完するということではできないんですか。あくまでも住民が要望するような、議会が要望しなければ監査ができない、そのような監査委員の条例しかできないんですか。もっと簡単に、単純に考えて監査委員が外郭団体の全てを監査するような監査体制はできないものでしょうか。その点、お伺いいたします。</p> <p>佐々木議長</p> <p>答弁を求めます。 総務課長。</p> <p>総務課長 (松林由範君)</p> <p>その前に、先ほどの団体数でございますが、67団体でございます。</p> <p>それから、今ご質問のあった件でございますけれども、監査委員の定数は地方自治法で定められております。それで2名と、町は2名ということになってはいますが、条例で増員することは可能ということになっておりますので、町としてそのような判断をして、定数を通過する条例を改正すれば、それは可能かというふうに思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>佐々木議長</p> <p>14番。</p>
<p>答弁</p> <p>質疑</p>	<p>14番 (松林義光君)</p>	<p>監査委員がいますからあれですけども、恐らく67外郭団体の監査は、私は全てこなしていないと思っております。</p> <p>決算で機会があれば、学校給食の未納とか、保育料の未納とか、町営住宅の未納等々があると思います。その辺も監査委員がどのように指導しているのかわかりませんが、身近なところにもいろいろな問題があると思っております。</p> <p>地方自治法で2名決められていると。前にも、ふやすことは条例を改正すると可能であるというふうな話でありますので、平野議員がおっしゃいましたけれども、我々の意見も参考にして、この監査に関する条例を制定してもらいたいと、このように要望し</p>

		ておきます。
質疑	佐々木議長	ほかにありませんか。 12番、柏崎利信君。
	12番 (柏崎利信君)	今、条例でもって監査委員の定数が2名と決められているということでございますが、町のほうで何か必要だというふうなことが生じて、公認会計士なり税理士なり、そういったことを特別に一時的に要請するとか、そういったことは条例等ではかなわない状況になっているものなのか、まずそれを確認したい。
答弁	佐々木議長	答弁を求めます。 総務課長。
	総務課長 (松林由範君)	監査委員による監査については、それぞれ任命されている監査委員が行うということですので、それ以外の方が行うということではできないというふうに考えております。 そのような状況が出た場合に、町なり議会なりから、請求、要望、要求があれば、この個別外部監査の条例があれば、まずその件についてはできるものというふうに考えております。
質疑	佐々木議長	12番。
	12番 (柏崎利信君)	といたしますのは、先般、社会福祉協議会の不祥事の中において、社協では民間の公認会計士等の監査とか、そういったものも依頼をして監査をしてもらったように思っております。 ですから、当町においても必要なことが生じた場合に、そのようなことが可能なのであれば、改めて本条例を制定するには及ばないのではないかと、そういう気がいたしております。 先ほど、平野議員からいろんな危惧するような発言がございましたが、同様に感じております。ですから、この条例を今、町長の公約だからといって急いで制定するのはいかがなものかと、そのように考えますが、町長はどうしても本条例を今定例会でもって可決させなければ済むにかかわるとか、そういったことのように感じておられるのかどうか。いや、ちょっと考え直さなければ

<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>いけないのかなとか、そういったことがあったら、あえて通す必要もないのではないかと、そのように感じますが、町長はどのように思っていますでしょうか。</p> <p>町長。</p> <p>答弁します。</p> <p>まずもって、先ほど平野議員に答弁したとおりになりますけれども、こんなはずではないな、勉強不足だったなという思いがあります。</p> <p>しかしながら、この条例の中に町長が要求すれば監査させることができるあるいはそういう総括というんですか、年中雇って高額な報酬を払うよりも、一時的に必要なが生じた場合、町の勝手な都合のいい話になりますけれども、町長の要求で監査してもらうことができるということです、そういう先ほども言いました不祥事等も続いておりますので、そういう部分でやはり、町民あるいはそちらから要求がなくても不満が出た場合、なるほどこれは私の権限で監査してもらわないとだめだなという部分が生じるときは、できるだけ速やかに要求をしたいなという思いで、別に公約云々というよりもそういう部分で、やはり、本来であれば公務員は不祥事を起こしては困るんですけども、現実には我が町で起きていますので、そういうことで、公約云々よりもできれば柏崎議員がおっしゃったように、常時、それも安い報酬で、あと外部の方々をお願いできればいいんですけども、条例的には今のところこれしかないということです、私の権限でできるだけ早く要求して監査してもらうためには、こういう制度をとりあえずつくっておいて、先ほど平野議員の提案のありましたような町の、柏崎議員もおっしゃる町の使い勝手のいい条例をつくれるのであれば、そちらに徐々にいいように変えていくということにしたいと思いますので、ですから、とりあえず入口だけでもつくっておかないと、新たな最初からこっちをつけるというよりも、この条例があるよな、これを少し改正すればもっといいよなというふうになってもらうことを願って、今提案しているわけで、先ほど柏崎議員が言っているような公約だから何でもかんでも今の任期中にやるということではないということをご理解いただ</p>
-----------	------------------------------------	--

		<p>きたいと思いますし、いつでも議会の皆様がこういうふうに変更したほうがもっといいよというようなご提案等があれば、この条例はいつでも変更できると私は思っていますので、そのときは、また改めて改定もするし、そういうふうにしていきたいと思います。</p> <p>また、先ほど松林議員からもお話のありました、もし今の監査委員の方々が荷が重いのであれば、町の監査委員を増員することもまた1つの方法かなと思っております。</p> <p>何はともあれ、緊急を要するあるいは大変難しい監査が必要になった場合は、やはり、この条例をつくっておけば、そのときは大変役に立つかなと思っておりますので、どうか改正もあるかもしれませんけれども、今議会で通していただければと思います。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第52号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>11時15分まで休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午前11時01分)</p> <p>休憩を取り消し、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午前11時14分)</p> <p>日程第6、議案第53号、おいらせ町一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>総務課長。</p>
佐々木議長	(議員席)	
佐々木議長	(議員席)	
佐々木議長	(議員席)	
佐々木議長		
佐々木議長		
佐々木議長		

<p>当局の説明</p>	<p>総務課長 (松林由範君)</p>	<p>それでは、議案第53号についてご説明いたします。 議案書の11ページをごらんください。 本案は、新たな職員の任用制度として、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づく任期付職員を採用するに当たり、必要な事項を定めるため提案するものでございます。 概要を申し上げますと、専門的知識・経験や優れた識見を有する者を5年以内の任期を定めて採用できるほか、一定の期間内に業務量の増嵩が見込まれる業務や、住民サービス向上の観点から必要とされる業務に、3年以内の任期を定めて、短時間勤務の職員を採用することができるものであります。 また、業務の内容につきましては、正職員と同様に本格的業務に従事が可能となることから、給与や勤務条件等につきましても正職員と同様の取り扱いとなるものでございます。 なお、本条例制定に伴い、職員の給与や勤務時間等、勤務条件に関する条例についても、任期付職員に関する規定を追加することから、附則において関係条例の一部改正を行うこととしております。 本制度の導入により、従来の臨時的任用や非常勤職員任用に加えて、正職員と同等の任期付職員の採用が可能となり、弾力的な任用と勤務形態の実現により、公務の能率的運営の推進を図るものであります。 以上で説明を終わります。</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 12番、柏崎利信議員。</p>
<p>質疑</p>	<p>12番 (柏崎利信君)</p>	<p>ただいまの説明ですと、3年から5年にかけて、5年以内ということなのかな。任期付職員の採用が可能になるわけですけども、一般的に考えて、じゃ生活していく上で、私は5年しか勤めることができないというふうになったら、大抵の方は二の足を踏むのではないのかなと、そう思います。</p>

		<p>行政執行にかかわる部分でもって、特別な技能とか経験とか知識というものを有する方が必要だというふうなことになっても、実際に他の自治体なんかではこういう制度が、もう条例が制定をされていて、その運用が的確に運用されており、行政執行にプラスになっている部分というのは、他の自治体等においてはあるのでしょうか。まずそれを確認したいんですが。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>総務課長 (松林由範君)</p>	<p>答弁を求めます。 総務課長。</p> <p>他団体で導入して、それが成果を上げているのかどうかということでございますが、全国的に都道府県も含めて、市区町村も入れて194団体がこの制度を導入しております。これは平成20年4月1日現在の調査でございますけれども。そういう形で、導入を実際にしておりまして、その採用事例も実にさまざまな職種を採用しております。</p> <p>例えば、分野ごとに申しますと、税の徴収関係、それから医療関係、福祉関係、教育関係、それぞれかなりの種類の職に任期付職員が採用となっているということでございますので、私どものほうでも特に専門的な知識・経験、あるいは一定期間の業務等の増加、そういう部分に関して十分活用していけるものというふうに考えておりますので、ぜひ導入していきたいというふうに考えているところでございます。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>12番 (柏崎利信君)</p>	<p>12番。</p> <p>客観的に考えて、採用する側の言い分だけがまかり通るような条例のような気がします。5年を超過しても、また改めて採用、引き続き採用できるというふうにはなっているというふうにご間の全協でもって説明は聞きました。</p> <p>ただ、第3条の(1)、一定の期間内に終了することが見込まれる業務、(2)には一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務と、そういう見通しの中でもって採用するわけでございますから、5年を超過し、また再度採用の延長を図るということ</p>

<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>総務課長 (松林由範君)</p>	<p>は考えにくいことだと思います。</p> <p>ただ、それが体面を保つだけの用語でもって引き続き採用するんだというのであれば、まことに矛盾した条例ではないのかなと、そのように思います。</p> <p>先ほど、総務課長が「専門的な知識・経験を有する者を」というふうな言葉を使いましたけれども、そのような方は、別にこの条例でもって職員として採用されなくても、ほかでも非常に重宝されると思います。そういう人材を確保可能な環境下に現在あるのでしょうか。また、当町としてこの条例が必要不可欠であり、このような人材が必要だと思われる業務等は、今、いかなることが考えられるのでしょうか。</p> <p>総務課長。</p> <p>お答えをいたします。</p> <p>採用する人材の問題につきましては、これは確かに応募してくれる方がいなければ採用できないということになりますので、そのところはなかなか私どものほうだけで幾ら欲しくても応募する方がいないという状況であればなかなか厳しいとは思いますが、ただ、現在、終身雇用というか、そういう形での勤務形態が徐々に変化してきておりました。途中で職を移る方というのももちろんいるでしょうし、あるいは一定の年齢になって、生活のために必要ではないけれども、この仕事ならやってみたいという方もいる可能性もあるかというふうに考えておりますので、その部分については、ぜひこの制度を導入して、具体的に公募をするという形で採用することによって、職場のニーズ等にかなうような形で運用していきたいというふうに思っております。</p> <p>それから、具体的にその必要性はということですが、先般の全員協議会でもそのようなお話もありました。今現在、その際、話に出たのは、専門的な資格を前提とした職を中心に考えていますよと。具体的にいえば、図書館の司書とか発掘にかかわる学芸員とか、そういう部分を現場からのニーズとしてはありますよということでした。</p> <p>私どもとしても、そのあたりを中心にして、例えば、技能労務職員等も新採用しておりませんので、徐々に高齢化をしてきて、</p>
-----------	--------------------------------------	---

		<p>その先のことも考えなければならないということもございまして、そのほかにもさまざま資格を前提で配置が望ましいという職もございまして、ただいま申し上げましたような職を中心に公募を検討して、選考もしくは公募等での採用を検討してまいりたいというふうに考えております。（「2条と3条の矛盾」の声あり）</p> <p>この制度そのものは、まさに任期付ということもございまして、任期3年から5年というのを限定しているということもできているわけですが、延長については、延長といういわゆる任用の更新という考え方ではございません。とにかく一旦は終了をします。なおかつ、必要性がまだその時点であるのであれば、再度、また公募をした形あるいは必要者を探す形で選び直すという考え方もございまして、更新ということではございません。</p> <p>それで、3条の場合は、これは2条のほうは専門的云々という部分に着眼した規定でございまして、3条については、業務の量とか、業務の限定された期間、それを前提とした職員に関する規定でございまして、矛盾しないものと考えております。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>12番 (柏崎利信君)</p>	<p>ほかにもございせんか。</p> <p>12番、どうぞ。</p> <p>5年もあれば、先の見通しとか業務の増加量が見込まれるというふうなことは十分把握できるのではないかと。それができないというのであれば、あなた方のほうに何か問題があるのではないかと、そんな気がいたしております。</p> <p>その後、5年経過し、引き続き新しい方を採用するとか何とかというのであれば、その以前にもうわかっているわけじゃないんですよ。ただ、こういう制度がどなたかが採用され、いたずらに再任用、再任用ということでもって、「いや、あの人は定年までいたったのさ」なんとかということにならないように、十分採用に関しては配慮をしていただきたい。答弁は結構です。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>3番</p>	<p>3番、平野敏彦議員。</p> <p>何点かお伺いしたいと思います。</p>

<p>答弁</p>	<p>(平野敏彦君)</p>	<p>これについては、私は前に釜石だったと思いますけれども、広報でこの制度を活用している部分について議会で取り上げましたけれども、そのときは、よく理解されていなかったのかなというふうな。</p> <p>私は、釜石市は、この条例を活用して、たしか得意な分野、そういうふうな形で3人だけ職員を採用して、期限付でやっているというふうに広報に載っていました。</p> <p>それが、なぜ今、条例改正が出てきたのか。私はもっとこの条例については平成14年5月に制定されていたながら今になったのはなぜかというふうなことがまず第1点。</p> <p>それと、これがもっと早目に条例が制定されているのであれば、私はこの災害の復興とかそういうふうなものは、これを生かして特殊な、本当にその部分で5年限定という形で対応できたのではないか。今になって、この前の全員協議会で見ますと、想定される採用すべき事案がないような全協の説明ですよ。緊急性も何にも感じない。なぜ、なら今やるのかというふうなことです。それがまず1点。</p> <p>2点目。それから、この募集の方法ですけれども、どういうふうな形でこの識見を有する高度なここに書いてある専門的な知識とか、これは全国的に募集するのか、範囲がどうなのか。</p> <p>例えば、インターネット、そういうふうなものを活用して全国的に募集する方法があるのか。その考え方をまずお聞きしたいと思います。</p>
	<p>佐々木議長</p> <p>総務課長 (松林由範君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>まず1点目でございます。</p> <p>議員ご指摘のとおり、もっと早く条例制定に至っていれば、活用できる部分、特に災害関係などについても確かにあったかと思えます。</p> <p>それについては、私どもの勉強不足もございまして、なかなか制度自体の全体像について研究ができていなかったという部分がございます。</p> <p>それで、私もこの職に就いて、例年各課の職員配置等のさまざまなヒアリングをする中で、やはり専門職への要望が結構あると</p>

<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>ということで、かといって正規任用の職員を専門職どんどん採用すれば、もう定数的にもそうですし、なかなか人事等での弾力性もなくなるということで、しからば、こういう制度があるではないかということで、それをこの機会にぜひ選定して導入していきたいというふうに考えて、今回提案したということでございます。</p> <p>それから、募集の方法につきましては、2条にあるような極めて高度な専門的というふうなものにつきましては、なかなか公募になじまないものもあるかと思えます。ここについては、予定選考という形になっておりますが、3条、4条につきましては、その職にもよると思いますが、対象者が該当するものが相当数いると想定されるものについては、当然公募するし、その手法としては広報はもちろんですが、ホームページ等に掲載をしてやっていくという方法も当然選択肢の中には入っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。</p> <p>以上です。</p> <p>3番。</p> <p>私は、この部分について調査をしてみたら、全国的に市・県、そういうふうな制定が非常に多くて、町村の部分というのは全国的に見ても幾らもないなというふうな、町村のほうでは制定しているのは幾らぐらいかなと思って見ても10ぐらいは数えたんですけれども、あとはちょっと届かないなというふうな、目が届かなかったです。</p> <p>それで、他のほうを見ますと、今、総務課長は金額ですね。採用の年給を定めた職員の給料、これは別の方法で定めるというふうにありますけれども、ほかのほうではこの条例の中で、月額4段階とか5段階に分けて金額が設定されています。私は、こういうふうな形で交渉したほうがまずは理解を得られるのではないかと。町、県では計画的な階差があります。これはそれでよしとしても、市なんかでいいますと、最高額が84万4,000円、町の場合ですと、最高額が54万1,000円とかというふうな形で階差がありますけれども、やはりこういうふうなものをちゃんと整備して提案されるべきじゃないかなと。全く今の場合は、本体の部分だけ設備して、私たち議員としてなかなか理解を得るに</p>
-----------	------------------------------------	---

		<p>は情報が不足している、資料が不足している、そういうふうな気がします。</p> <p>ですから、この部分についてはどういうふうなお考えなのか。まずもう1点確認をしたいと思います。</p> <p>それから、私はこの条例制定をしたら、まずは効果を得る方法、手段、そういうふうなものをやはり考えていないと、作りっぱなしでは私は意味がないと思うんです。私は、今、総務課長説明した徴収、それから医療、福祉、そういうふうな部分で、本当に高度なスキルとかそういうふうなものを有するこういうふうな部分の中でどれが該当するのか。徴収するには別に高度なスキルも必要ないのではないかというふうな思いもしますし、私は、もしこの条例が制定されるのであれば、おいらせ町にあっては第1次産業のいろんな意味で期間を限定して付加価値をつけるような商品開発とか、それから、組織を立ち上げるとか、いろんな部分で、これをやることによって来年からはこういうふうな形で成果を出せますよというふうな思いがあれば、私はなるほどと思うんだけど、全員協議会では全く制定をしておいて、何か発生したときとか、これを見ますと、災害とかそういうふうなものがあればそういうふうな部分では対応できるけれども、独自の施策、そういうふうなものが全くない。私はこれだと制定する意味がないというふうに思うんです。今やる必要はない。ですから、この辺、私が感じているのは、つくったら、他に先駆けてこういうふうなものの条例を制定してできましたというふうなものが示せるような案を、具体的なものがあればお聞かせいただきたいと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>総務課長 (松林由範君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>それではお答えをいたします。</p> <p>給与についての定め方、条例の中で定めている団体もあるのではないかとございます。</p> <p>確かに、そういう団体もございます。私どもの条例の考え方は、基本的には総務省の示した案が基本ということをございます。特定の任期付につきましては、一般職のいわゆる第2条の関係については一般職の給料表のそれぞれの職種に該当する部分を一</p>

		<p>般職と同様に経歴、それから資格、それらのものを判断してそこに採用するというふうになっております。</p> <p>それから、第3条につきましては、給料表の一番下に再任用職員というのがございます。いわゆる定年を迎えて必要があれば再任用という形で職員を採用できるわけでございますけれども、それにつきまして、第3条につきましては、その再任用欄の給料を対象とするということで定める形になっております。</p> <p>そして、第4条の短時間勤務につきましては、その再任用欄の、再任用は給料表の額は常勤を前提としておりますので、短時間勤務の場合は比例でその分を配置をするという形になっておりますので、あえてこの条例には給料額を示さなくても、給与条例の中でそれを提供するというで条例ができておりますので、そういう形を選択したということでございます。</p> <p>それから、効果を得る方法云々については、もちろんその必要性があると認めて私どもも提案しております。全協では、ちょっと慎重な物言いです。具体的なものあるいは採用に至るか至らないかということのお話もいたしましたけれども、もちろん、人事の担当としてはその採用を目指して、今これから、特に各課のヒアリング等においてニーズ等を把握しながらあるいはこの条例・法令等でその条件に合致するかどうかを慎重に見極めながら採用する方向で検討しているということでございますので、当然、条例をつくって積極的に活用したいということで進めておりますので、ご理解いただきたいと思っております。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>副町長 (西館芳信君)</p>	<p>副町長。</p> <p>平野議員から商品開発の分野のほうにも云々というふうなお話が出ましたけれども、私どもがこれを考えるに、思いつきだとか、今急に必要だということで提案しているのではございません。かねがね本当に苦しくて、今の臨時の職員の採用のあり方から考えれば本当に弾力性がなくて、もうちょっと人事の際にいろんな課からももう1人こういう人が欲しい、ああいう人が欲しいというふうな要求を満たし、なおかつ地方公務員法に制定されている枠の中でどういうふうにしてその要求を満たすかということ考えた結果、これが今のところ一番考えられる制定の仕方だ</p>

<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>ろうということで、それなりにいろいろ頭をひねったつもりでございます。</p> <p>ですから、苦しくてやるのですから、課長は事務職として慎重に答えておりますが、これは決まったら、ぜひどんどん活用して、町民の皆さんに、本来では正職員でそろえるのが一番よかったですけれども、こういうふうな手法の中でよくやっているとされるような運用の仕方をしていきたいというふうに思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>3番。</p> <p>総務課長答弁を聞いて、私はちょっとこういうふうな考え方でいいのかなというふうな思いがあります。というのは、確かに3年、5年というふうな期間を限っていますけれども、給与の設定も職員の給料表を適用するような考え方、ここでうたっているのは、逆に職員にないものを求めているわけですよ。そういうふうな人方に来てもらおうというふうなことで制定するわけですから、少なくとも私は職員よりも条件がよくなければならない。給料だってもっと自分たちの給料より高くてもいいじゃないですか。50何万円というのもありますよ、町で。考え方が、私は、本当に何と申しますか、条例をつくって効果をあらしめようとかそういうふうなのじゃなくて、自分たちの立場を有利にしようというふうなことしか考えていないですよ。ですから、さっきも12番議員も言っていますけれども、採用の方法とかそういうふうなのは、例えば、全国的に5年間の任期であれば応募して来るかもわかりません。今この時代ですから。そういうふうな方々がおいらせ町に5年間採用することでここに住みつくかもわかりませんよ。ただ、役場の臨時の採用条件が厳しいからこれを生かそうというふうな形であれば、私は意味はないと思います。いろんな意味で、この募集の方法、さまざまなもので全国に情報を発信できる1つの機会じゃないですか、これは。何でそこに限定して、視野を広げてこの条例制定をしようとするのか。私はその意図がよく理解できません。私だったら、全国に公募して、こういうふうな今、おいらせ町に事案があります。これに得意な人材を応</p>
-----------	------------------------------------	---

<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>募してくださいとか、そういうふうな方法でやりますよ。アイデアがない。</p> <p>町長、私の考え、ちょっとすり合わせをしていただければと思います。</p> <p>町長。</p> <p>言っていることはよくわかっております。</p> <p>実は、これには私の思いも少し入っております、やはり、子育てとか少子化ということで大変子供を産んでくれるのはいいんですけれども、そういうことで産前産後というんですかあるいはそしてまた育児休暇ですか、そういう部分で長い期間休む職員が何名か出ておまして、これに臨時職員であれば対応がまずいのではないのかなという思いがしておまして、年齢に制限がない何かいい制度がないのかあるいは臨時職員より待遇のいい方法がないのかということで考えたところもあろうかと思おまして、これは定年になった方でも、おいらせ町を退職された方はおいらせ町に来にくいかもしれませんけれども、もしよそのほうの役所なり事務に長けた方がやめて、あと3、4年働きたいなというような思いの方があれば、育児休暇等で休んでいる方の代用として、2人休んでいたら1人ぐらい採用して、あとは臨職で対応するとか、そういう方法でも賄えることはできないのかなという、何か方策を探れと言った部分はあります。</p> <p>また、たしかどなたか議員からの提案もあったと思いますけれども、委託料が莫大にかかっている、これを何とか町で独自でやる方法はないのかなというご提案もあったと思いますけれども、そういう部分で、例えば、職員で対応している部分はありますけれども、軽微な設計とか監督とか、そういうところで本当に専門知識を持っていて民間にいる方で、あと3年あれば定年になるんだよな。役場職員に使ってもらえるのであれば来たいというふうな人もあろうかと思おます。また、定年になって、もうせっかくの能力を発揮できないで、余生を過ごしているような人があれば、町でそれを生かし、また委託料を減らすという方法もあるのかなと、私の思いつきでそういう部分も職員に提案して指示した部分があって、職員の方々はそういう具体的な話はなかなか私に</p>
-----------	------------------------------------	--

		<p>気を遣って言えないのかもしれませんが、私の提案は、そういう部分で、例えば、そういう使い方があればいいのになという気がしておりますし、また、あるコンピューターメーカーの職員はもう1人張りついて、ほとんど役場の職員並みに役場に来ております。そういう部分でも、もしそういう民間にいてパソコン、コンピューターに長けた方がいて、それは給料高いかどうかわかりませんが、今よりも安く上がって、今と同じ仕事ができる人が全国中回ってれば、そういう方法もあってもいいのではないのかなという気がして、私のアイデアを少しでも取り入れたいということで職員が考えたことだと思っておりますので、平野議員と私は思いはそんなに離れていないと思いますので、その中におきまして、先日、教育長が答弁したような発掘、阿光坊の遺跡はあと3年ですか、5年で大体終了するからそれまで欲しいんだよなというようなアイデアも出てきておりますし、各課の課長方に相談をかければまだまだ活用できる部署、部門があるのかなと思っておりますので、これは条例を決めてもらえれば早速有効に生かしたいと思っておりますので、一、二、私のアイデア、思いを伝えましたけれども、ご理解いただきたいと思っております。</p>
質疑	佐々木議長	ほかにございませんか。
		1番、高坂議員。
	1番	前回の全協の時に、県内の事例を、たしか担当の補佐だったか
	(高坂隆雄君)	から説明があったと思うんですが、県内で青森県庁、それから青森市、弘前市、それから十和田市、六ヶ所村だったと思います。
		<p>それで、こういう条例を制定して、じゃどういう方を採用するかといったときに、医師、それからコンピューター専門な方、それから弁護士というような職種だったと説明を受けたと記憶していますが、今町長がおっしゃったのは、単に育休とか産休とかの代替職員にこの条例を必要とすると。または、設計ということは要するに地域整備課なりの技術者がいないのか、不足なので、そういったのに使いたいということで、本来、でも町として、行政としてまちづくりをする上でどういう人材が必要かで、長期的にどういった職種と人材が必要だから計画的に単年度ごとの採用があるんだと思うんですね。</p>

<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p>	<p>だから、私が思うのは、こういう条例を制定したら、やはり、かなり有効に専門的な人を雇うという方向でなければちょっと理解しにくいなと思います。</p> <p>総務課長が先ほどから、または前回の全協のときの説明からおっしゃっている、なかなか具体的には発言はしないんですけども。それで、きょう町長が最後に具体例を1つ、2つ申しましたけれども、何かそれって、特別な条例をつくらなくたって、どこ職場だって代替職員、対応しますよね。だと私は理解するんです。その辺の考え方をもう一度お知らせください。</p>
	<p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>なかなか代替職員となりますと、今の制度ですと臨時職員しか制度的にはということで、やはり、休んでいる職員のかわりはなかなか同じ仕事はできていないのが現状であり、また、正職員は臨職にはそんなに仕事をさせられないというようなことでありますし、また、能力的にやはり経験者と違って6カ月更新で最長1年ということでもありますので、大変使うほうとしても遠慮するあるいはそういう能力は求められないという思いで採用しておりますから、どうしても長い期間、専門的な部分では使えないというんですか、要求してされない部分もありまして、そういうところに正職員と同じ能力、給料を払って、本当にかわりに使うということでもありますし、また、先ほどいいましたコンピューター、例えば、今幾らかかるか、詳しい数字はわかりませんが、それより年間で数百万円でも安く上がって、同じ仕事をしてもらいあるいは正職員として使って、そちらも責任を持って仕事をしてくれるのであれば、大変ありがたいと思います。</p> <p>また、先ほど言いました委託料等、各課によって相当の設計業務あるいはいろんな部分でやっておりますし、役場職員もできる部分、金額の少ない簡素な部分は設計しておりますけれども、大手には頼みにくいし、役場職員には荷が重いしという部分は、やはり、もう少し知識があれば役場内でできるようなというふうな設計等もありますので、そういう部分では、やはり役場職員として身分を保証して、あるいはまた知識経験を生かして働いてもらいたいという思いもありますし、また、先ほど学芸員の発掘の話</p>

		<p>をしましたけれども、薬剤師さんとかそういう部分でもなかなか正職員として採用しても、条件が悪いかどうかという環境が悪いのかわかりませんが、そういう部分はややはり、民間あるいはよその薬局とか病院を退職された方でも、正職員と同じぐらいの給料をもらって、あるいは状況を同じにして働いて3年、5年というところに来てくれる人もあるのかなという思いもしております。同じく、看護師さんも保健師さんもそうです。</p> <p>そういうことで、今、臨時職員で対応できるのではないのかなという高坂議員の意見と私はちょっと認識は違っておりますし、違うと思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>1 番。</p> <p>やはり、認識がちょっと違うと思います。それはそれで結構なんですけど、私はこの条例には特に反対はしません。というのは、有効に活用されるのであれば、やはりいいと思います。</p> <p>ところが、ハイレベルな活用でこの条例が必要だということであれば、かなり有効かなと思いますが、ちょっとレベルが低いのであれば、さほど条例の必要性を感じないんですね。</p> <p>本当に高度な技術職種であれば、当然、「ああ、なるほどな」と理解するんですけども、先ほどから出ている産休とか育休の代替職員なりは、常時、例えば、定期異動なんか皆さんありますものね。今、その方々が仕事をしているのはもうスペシャリストになっているわけですが、必要があつて定期的に4月1日なり7月1日なり、10月1日なり、必要があれば人事異動したときは必ず能力が下がるんです。下がるだけけれども、必ずまた復帰して上がるわけです。ですから、どこかに穴が開いた場合には、そこに必ずしもプロのその人のために新米の臨時職員を充てたら、これは機能しないんでしょうけれども、多少異動することによって一番軽いところへその臨時職員を充てると、そういうやり方が普通だと私は理解しています。</p> <p>ですので、条例は多分通るんだろうと思いますが、活用において、ぜひ私の意見も少し参考にしていただきながら運用していただければと思います。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>1 番 (高坂隆雄君)</p>	

答弁	佐々木議長	もしあれば。
	町長	町長。
	町長 (成田 隆君)	ちょっと認識というか、実情が違っていると私は思っていますけれども、そういうことも提案がありますので、そういうことも各担当課長も今聞いたと思いますので、そういうことも含めて、そういう意見もあるよということも含めながら、もし条例を決定してくだされば努めていきたいと思っております。
	佐々木議長 (議員席)	以上です。
	佐々木議長 (議員席)	ほかにありませんか。 **なしの声**
	佐々木議長 (議員席)	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。 **なしの声**
	佐々木議長 (議員席)	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第53号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 **なしの声**
	佐々木議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 お昼のため、1時30分まで休憩いたします。 (休憩 午前11時54分)
	佐々木議長	休憩を取り消し、会議を再開いたします。 (再開 午後1時29分)
	佐々木議長	日程第7、議案第54号、おいらせ町子ども・子育て会議条例の制定についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町民課長。
当局の説明	町民課長 (柏崎正光君)	議案書の17ページをお願いいたします。 それでは、議案第54号についてご説明申し上げます。 本案は、子供の教育、保育、子育て支援を総合的に進めるいわ

		<p>ゆる子ども・子育て関連三法が平成24年8月に成立し、平成27年度から、子ども・子育て支援新制度が実施される予定となっております。これに向けた準備、ニーズ調査等及び子ども・子育て支援計画の策定を進めるに当たり、子育て当事者、関係機関等の意見を踏まえ、調査・審議を行う機関として、子ども・子育て支援法第77条第1項及び第3項の規定に基づき、おいらせ町子ども・子育て会議を設置するため、提案するものであります。</p> <p>その主な内容につきましては、子育て会議の所掌事務ですが、1つ目として、特定教育保育施設の利用定員設定に関し意見を述べること。2つ目として、特定地域型保育授業の利用定員設定に関し意見を述べること。3つ目として、子ども・子育て事業計画に関し意見を述べること。4つ目として、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議することについての事務を処理します。</p> <p>子育て会議の組織ですが、委員15人以内で組織します。</p> <p>委員の構成は、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等の中から町長が委嘱します。</p> <p>委員のうち3名は公募します。</p> <p>委員の任期は2年とします。</p> <p>なお、本条例の施行に関し必要な事項は規則で定めます。</p> <p>本条例は、公布の日から施行します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>3番、平野議員。</p> <p>今、説明をいただきましたけれども、私はこの第4条の2で委員の公募が3人選任するというふうにあります。募集人員に満たない場合は、または該当者がいない場合はこの限りでないと、こうあるんですけれども、こういうふうな専門的な部分で公募委員というのは本当に必要なのかなというふうな、私はある程度限られているように思うんです。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	

		<p>それで、例えば、3人の公募のうち、全然そういうふうな識見、そういうふうなものがなくても手を挙げてきた場合、私はそういうふうなものでも選任するのかなというふうな、この公募委員というのは公募により選任というのは、それなりに人材的にも的確な人であればいいんですけれども、何でもかんでも手を挙げてきて公募に応募している人もなきにしもあらずなんていうふうなことも聞いていますので、やはり、この辺はその条例制定についてももっと慎重に配慮して対応すべきだと思うんですが、ここの3人でなくてももっと施設とかそういうふうな現場の人を委員にしていくというふうな方法がいいのではないかと。</p> <p>例えば、保育園とか幼稚園とか、そういうふうな中で連合組織だけではなくて現場の人を入れていくとか、そういうふうなものがあったらいいのではないかと。だから、この3人というのは私からいえば、もっと減らしてもいいのではないかと。適宜、その場で判断するというふうなことの基準でもあれば教えていただきたいと思います。</p>
	佐々木議長	<p>答弁を求めます。</p> <p>町民課長。</p>
	町民課長 (柏崎正光君)	<p>公募により3人、一応募集いたしますけれども、その中で、選考結果において該当者がいない場合もありますので、その場合は、これからある程度、その選考の基準を設けて対応したいと思っております。</p>
	佐々木議長 (議員席)	<p>3番、いいですか。</p> <p>ほかにありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	佐々木議長 (議員席)	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	佐々木議長	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第54号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>

	(議員席)	**なしの声**
	佐々木議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	佐々木議長	<p>日程第8、議案第55号、おいらせ町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償額に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>行政管財課長。</p>
当局の説明	行政管財課長 (田中富栄君)	<p>それでは、議案第55号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の20ページをお開きください。</p> <p>本案は、町職員が消防団員等非常勤特別職の職務に任命された場合、その報酬を支給することができることと改正するほか、議案第54号で可決いただきましたおいらせ町子ども・子育て会議設置に伴いましての委員報酬額5,300円の追加並びに現在置かれていない学校評議員の規定の削除について、あわせて提案するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	佐々木議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>3番、平野敏彦議員。</p>
質疑	3番 (平野敏彦君)	<p>全協の説明、この特別職の職務に任命された場合というもので、消防団員に任命とかありますけれども、そして報酬が出る。一応公務員法でいって二重支給になるというふうな給与と、例えば、時間外とかそういうふうな場合でない場合、勤務時間内の対応とかそういうふうなのは問題がないのか、まずそれが第1点。</p> <p>それから、職務に任命された場合ということは、非常勤特別職の消防団員は誰が任命するのか、町長の任命になるのかですね。そうすれば、町長が職員に任命するわけですから、当然、それなりに辞令等が出ると思いますがけれども、この辺が1点ですね。</p> <p>それと、子育て支援のほうでも、そうすると、この学識経験者</p>

		<p>か教育関係者か、その要綱の中で町長が職員を委嘱すると、できるといふうなことになるわけですが、私は、やはり子育て関係とか、そういうふうな部分は、職員を任命というのはちょっと当たらないのではないかと、いふうに疑問を感じているんです。</p> <p>それと、この消防についても、例えば、今確かに消防団員は募集してもなかなか数がそろわないというふうな実態もあると思いますけれども、私は、うちの地域にあつては、消防団と町内会、そういうふうな連携をとって情報交換をして、いや今度学校卒業するのがこれがあるとか、いろいろな形で情報交換をしているんですけれども、やはり、消防団に入れば、逆にいって、町内会とかそういうふうな行事、同時にやった場合、なかなか参画はできないような実態があるわけです。ですから、災害が発生した場合は、ほとんど町内会では若い人が消防に行つて、戦力的な部分が少なくなってくるという実態もありますので、職員の場合も災害とか発生したときにまずどちらを優先するのか、公務が優先するのか、団員としての使命が優先するのか。この辺もちゃんとした明確な位置づけをしておかないと、例えば、消防のほうからの指令が早くてそっちへ行つたら、公務のほうの関係で戻らなければだめだとか、そういうふうなことが生じかねないと思いますので、この辺、位置づけ等についても説明いただきたいと思います。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>まちづくり防災課長 (中野重男君)</p>	<p>答弁を求めます。</p> <p>まちづくり防災課長。</p> <p>それでは、お答えいたします。</p> <p>まず、職員の時間外及び時間のうち時間内の場合の報酬等の関係でございますけれども、任命権者、町長から許可をいただいて、営利従事企業等の許可をいただきますので、それらの形をきちんと踏まえた形での出勤あるいは時間内の場合は報酬は支払えませんが、時間外、終わった場合とか夜中の場合はきちんと支払うということでルールを整理していくものでございます。</p> <p>なお、地方公務員法によってそれを認めてもよいということになっておりますので、説明いたします。</p> <p>それから、団員の任命でございますけれども、任命はあくまで</p>

		<p>も町長の承認を得た後に消防団長が任命をするという形になります。</p> <p>それから、災害発災時の場合ですけれども、当然ながら、職員は対策本部員としての使命を帯びることになりますが、その被害あるいは発災の内容によって、町のほうからの指示・命令が出た場合につきましては、公務が優先されます。</p> <p>後の夜中あるいは軽易なものについては、職場において仕事の場合は職場の長から了解をいただいて出勤、もしくは時間外の場合は後日、早目の所属長への報告という形になります。</p> <p>以上です。</p> <p>3番。</p> <p>法的な部分での条件はクリアできるというふうなことはわかりました。</p> <p>そうすれば、任命する方法なんですけれども、職員にあっては町長が承認をして、各所属の団長が任命をするというふうな説明ですけれども、この職員については、そうすると希望する職員とするのか、町長のほうの「ここの地区の第何分団が定員に達しないから、お前行って団員として活動してくれ」というふうな形で職員に当たるのか。この辺の部分というのはどういうふうな考え方ですか。</p> <p>それと、今言ったように、この業務については非常に時間を問わない形で発生する事例が非常に多いわけで、本当に日常業務をしながら夜間の対応というのが可能なのか、私は非常に疑問を感じるわけです。</p> <p>特に、職員については今までの説明でも非常に業務が多忙で大変だというふうなことで言っておきながら、さらにまた夜間もそういうふうな制約を加えるというふうなことで本当にいいのかというふうな思いがしますので、この2点、お願いします。</p> <p>答弁を求めます。</p> <p>まちづくり防災課長。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>お答えいたします。</p>
答弁	<p>まちづくり防災課</p>	

質疑	長 (中野重男君)	<p>まず、任命の形態です。</p> <p>希望する職員が、もしくはその辺はどうなのかと、町長の指示のもとに行くのかというお話ですけれども、基本的には希望する職員もしくは分団長さんのほうが町内会に住んでいる職員に対して、「どうか活動してみないか」という誘いその他が考えられることと思っております。</p> <p>特に、町からどうかということとは特には想定しておりませんが、今の段階では、分団長さんのほうから「何とか入れるように工夫してもらえないか」というご相談がありましたので、そのこともつけ加えさせていただきます。</p> <p>もう一つ、職員の健康面の配慮ということでご質問をいただきましたけれども、町では取り扱い要綱なるものを設けまして、その健康問題及びハード的な部分につきまして、もちろん所属長には出動の際には、それらの健康も踏まえて、調整なりあるいは休ませるなり、そういう形で健康に配慮するよという形を盛り込んだ取り扱い要綱を全体に周知させていただいて健康管理に努めたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
	佐々木議長	3番。
	3番 (平野敏彦君)	<p>私は、消防業務というのは一朝一夕でできるものではないなというふうな思いがあるわけですよ。というのは、災害出動とかそういうふうなのは、やはり、いろんな意味で経験を積んで現場対応ができるというふうに感じております。</p> <p>職員にあっては、今、分団長からそういうふうな要請もあるんだというふうなことですけれども、私は、なれない部分での事故とかさまざまなのが、危険が常に隣り合わせであるというふうなことを考えれば、やはり、一般事務職でこういうふうな業務に就くというのはいかがなものかなというふうな思いがあります。</p> <p>地域的に、私はこういうふうなものよりも、まず現地の職員対応というのをしっかりと確立しておく必要があるというふうなのは前にも言っていますけれども、こういうふうな形で現場、現場で自分の地域だけじゃなくて町全体の部分に出動するというふうなことになるわけですから、私はそう今のこれでいって職員</p>

	<p>佐々木議長</p> <p>まちづくり防災課長 (中野重男君)</p>	<p>そのものを縛りつけて、それで事故があったり、そういうふうな災害によって2次発生が起きた場合、町の補償というのはどういうふうなことになるんですか。分団のほうの責任になるんですか。行政側の責任になるんですか。ここをちょっと確認したいと思います。</p> <p>まちづくり防災課長。</p> <p>それでは、お答えをいたします。</p> <p>まず、なれない事故等での部分につきまして、地域的な配慮ということでございますが、要綱のほうでは、一応、人数は各分団2人という形で人数制限をさせていただく形をとっております。無制限に職員が張りつけされると、こちらのほうも対策本部としてあるいは災害時に出動等の混乱を招きかねないということの中で、一応制限はさせていただくつもりでございます。</p> <p>もう一つ、補償関係でございますけれども、基本的には公務として災害時発生して分団から出動という形をとった場合は、私どもが消防団員の皆様に掛けている互助共済関係の傷害保険あるいは火災保険等を優先的に適用させていただいて、今の消防団員の身分あるいは補償関係はきちんとカバーできるものと考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>まちづくり防災課長 (中野重男君)</p>	<p>答弁漏れ。</p> <p>申しわけございません。</p> <p>要は、分団員として火災が発生した場合、出動して亡くなった場合は、分団が加入している保険で補償されるということでございます。(「私が言っているのは、職員の身分と団員の身分と2つ有するわけだから、そして、その職員の部分の身分というのは全然生きていないんじゃないの」の声あり)</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>まちづくり防災課長。</p>
<p>答弁</p>	<p>まちづくり防災課</p>	<p>24時間の中で、我々今職場の中にいる場合は、当然職場の命</p>

答弁	長 (中野重男君)	令として動く場合は、職場の補償内容で対応させていただきますけれども、時間が終わった後についての分団としての対外の活動につきましては、消防団員が入っている補償関係の保険で対応するという、2つ分けになります。
	佐々木議長	ほかにございませんか。(「答弁になっていない。職員の身分として補償されるのか、消防団員の身分でしか補償しない。災害発生になったら職員が全部出るわけでしょう、逆に言えば。職員としての身分が優先するんじゃないの。何で消防団員と同じ身分でしか補償されないのか」の声あり) もう一度。
	まちづくり防災課長 (中野重男君)	大変わかりづらい答弁で申しわけございません。 発災時に、消防団員として出動するのかあるいは町職員として指示命令を受けて出動するかに線引きがありますので、その線引きがきちんとなされた形での職務命令及び消防団員としての出動をきちんと確認をして、取扱要綱なりできちんと線引きをした上での周知をして運用していくという形でございます。これでよろしいでしょうか。
	佐々木議長 (議員席)	ほかにございませんか。 **なしの声**
	佐々木議長 (議員席)	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。 **なしの声**
	佐々木議長 (議員席)	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第55号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 **なしの声**
	佐々木議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	佐々木議長	日程第9、議案第56号、おいらせ町特別参事の設置及び給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたし

<p>当局の説明</p>	<p>病院事務長 (山崎悠治君)</p>	<p>ます。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>病院事務長。</p> <p>それでは、議案第56号についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、病院経営にかかわる特別参事である院長が、災害等による緊急時の対応や常勤医師の宿日直の負担軽減のため、宿日直業務を行った場合に宿日直手当を支給するために条例の一部を改正するものであります。</p> <p>具体的には、災害時や緊急時はもちろんのことですが、現在、毎月第1と第4、第5の金曜日から日曜日までの宿日直と、第2週の土曜日の日直から日曜日の日直までを非常勤の先生方に応援をいただいております。これに加えて、このたび、第3土曜日の宿直から日曜日の日直までを担当していただく先生と話がまとまりました。</p> <p>そこで、特別参事である院長が第2週と同様に、土曜日の日直業務を担当することで、常勤医師の宿日直業務の負担軽減を図るものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>3番、平野敏彦議員。</p> <p>これについては、私は運用してみればいいと思いますけれども、ただ、今説明があった非常勤の対応で常勤医師の稼働、私は非常に心配しているのは、このままで行ったら病院経営が赤字になるのではないかというふうな不安が常にあります。</p> <p>今現在でも火曜日の午後休診、水曜日も休診だったかな。私、行ってびっくりしたんだけど。公立病院で午後休診というのは、2日も休診というのは、私は聞いたことないです。火曜日の手術対応とかさまざま理由がありますが、そんなに手術の件数が多いのかというような気もしますし、本当にこういうふうな医師の条件整備ばかりして、経営の部分には目が行っていない</p>

		<p>いような気がしますけれども、ドクターは少なくともそれだけの給料、手当、そういうふうなものが保証されているわけですから、それなりに私は働かなければだめだし、経営にも意識を持って参画してこなければ私は絶対赤字になると思いますよ。赤字になったら簡単に回復できませんよ、病院は。</p> <p>そういうふうな意味で、今現在、勤務されている常勤医師が私は絶対少なくはないんですけれども、1日当たりの外来患者、そしてまた入院の患者数というのを医師で割れば1人幾らぐらいになりますか。ちょっとそこを教えてください。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>病院事務長 (山崎悠治君)</p>	<p>答弁を求めます。</p> <p>病院事務長。</p> <p>ちょっとお待ちいただきたいと思います。</p> <p>それではお答えいたします。</p> <p>平成24年度の実績からいきますと、延べ入院患者数は年間1万8,776人、これを常勤医師6人で割り返しますと、1人当たり312人。それから、外来患者数は3万9,665人で、1人当たり661人となります。</p> <p>ドクターの手当等でございますけれども、もちろん報酬・給料等はそれ相当の金額をお支払いしてはおりますが、何といたしましても常勤の先生方も一職員ということになりますので、勤務時間等も決められておりますし、その中で宿日直業務等もこなしております。院長以下は全て副院長ということで、管理職ということにもなっておりますので、それぞれ経営には意識等を持って対応していただいているものと思っております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番。</p> <p>これは日にちで割れば出てくるとは思いますけれども、外来患者が1日当たり、平成24年度で平均の161人、入院が51.4人。これを現在の常勤医師で割れば、1人当たりのあれが出てくるわけですが、常勤だけではないわけですね。非常勤の医師も来ているわけですから。そうすると、1日当たりのドクター</p>

		<p>が診察する患者というのは、本当にこれでいいのかなという、患者数が全体にふえていないからこの数値になるのかよくわかりませんが、私も負傷して入院して感じたんですけども、他の病院にあっては、入院と外来を受け持っているドクターについては、朝も7時に来て入院を回っていくとか、いろいろなドクターそのものの外来ではもう8時半から外来を開始する。そして、他の部門ではもう8時15分から営業開始する。うちのほうの、私は週何回かうちの母親を乗せて行くんですけども、1日がかかりなわけですが、病院行って迎えに行くまでは。私は朝8時15分ごろに着くように行っていますけれども、それでも返ってくるのが11時過ぎです。他の公立病院で、私がたまに行っても、少なくとも1時間、長いときで2時間です。そういうふうな中で、サービスの部分からいっても、どうして患者がふえないのかなというのは、やはりそういうふうなドクターの稼働率、そういうふうなものが非常に低いからではないか。もっといろんな意味で、給料分働けというふうな意味ではないんですけども、働くようにお互いに意識をしてやっていかないと、私は本当に事務長の言う経営が大丈夫なのかなという不安を持っています。</p> <p>町長もたまに顔を出してというふうなことで話、答弁していますが、病院運営審議会等もあって、その中でどういうふうに話がされているのか、町長、ちょっとこのところをお聞かせいただきたいと思います。</p> <p>町長。</p> <p>病院運営審議会の内容といいますと、やはり、事務方から出た年間の実績あるいは半期の実績、そしてまた事業の計画等、そういう部分でのお話し合いはされていますけれども、経営に関するような意見はどの委員からも述べられたことがないというふうに記憶しております。</p> <p>言いにくい部分もあって遠慮している方もいるかもしれませんが、また、しからばそういう委員を選んでいいのかという話になってしまうかもしれませんが、実は、医師の確保あるいは看護師さんの確保等が大変難しい状況で、やはりそういう部分で腫れ物にさわるようにして少し遠慮している部分もあるのか</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	

<p>答弁</p>	<p>佐々木議長 病院事務長 (山崎悠治君)</p>	<p>などという気もしておりますし、また、私自身も、医者確保という部分でよそのほうへ要請にも行ったりしているんですけども、なかなかそう簡単に見つからないし、また、今、平野議員がおっしゃったように、医者が見つかったといっても、今の患者の総数からいって果たしてふやせるのかという心配もされているようですから、そういう部分も含めて、我々もし医者をふやすということになれば慎重に考えざるを得ないなという思いがしております。</p> <p>幸いに、院長先生は「来年も私でよければ残って続けて診療します」と言ってくれたんですけども、これは院長先生がいなくなるようなことになれば大変な問題ではありつつも、また、患者がふえなければ経営上、果たしてどこまで定数を定めていけばいいのかなという、本当に悩ましい問題がありまして、いつでもどこでも買い手市場で好きなように選べるよという状況であれば、大変いいでしょうけれども、今、やはり、売り手市場で先生方に選ぶ権利があるという時代の中ではなかなか本当に難しい位置に立たされているなという気がしております。</p> <p>しかしながら、何はともあれ、患者をふやすためにあるいは赤字にならないためにどうすればいいかというのは、これから事務長を含めて我々副町長含め、内部でも検討しますし、審議会にも諮って、いろんないい方策をこれから考えていきたいと思っておりますし、また、心配されるようなことを私も危惧はしておりましたが、なかなか言い出せないという状況でありまして、その辺はちょっと歯がゆい思いをしていますけれども、現在のところはそういう状況でありますから、できるだけといいますか、赤字にならないように努力させますし、そういうことで、貴重なご意見だと思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>病院事務長。</p> <p>先ほど、平野議員に回答しました入院患者数でございましたけれども、外来の患者数を1人当たり661人とお答えしましたが、6,610人の間違いでございました。訂正させていただきます。</p>
-----------	------------------------------------	--

		<p>それから、医師の勤務の関係なんですけれども、医師の当直は、午前8時から翌日の午後5時まで勤務していることが常態化しておりますけれども、休憩時間を含めまして、連続する33時間の勤務となります。この中で診療したりあるいは手術、あるいは各老人施設等の巡回訪問等も行っておりますし、また、早朝から出勤してくる医師、それから、土日には、自分の患者の受け持ちとか病院の様態を見るとか、病院に来て巡回している先生もおりますので、その辺のところをご理解いただきたいと思っておりますし、今年度の経営状況、7月までの状況を見てみますと、昨年同期と比べましては、患者数ではほぼ同じ状態になってきておりますし、収支の差し引きの状況なんかを見ても、前年度と比べて患者数は同じくらいであります。収支状況は改善してきておりますことを報告して、説明にかえさせていただきます。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番。</p> <p>今、事務長の説明で、それなりに単価がアップしているのかなというふうな思いと、それから、平成25年度収支バランスは良好に推移するのかなというふうな思いであります。</p> <p>私は、町長にぜひさまざま病院については町単独での情報収集というのはなかなか容易でないのではないかと。私は、先般、定住自立圏の中で圏内の病院の連携を図るというふうな情報もあります。ですから、八戸の市立病院が医師の充足率が100%を超えているんです。120%ぐらいに近いんですけれども、それだけ医者が多いというふうなことになるわけですね。ですから、そういうふうな意味では、この定住自立圏の枠の中で、医師の発見、交流、そういうふうなものができるように町長が働きかけしてはどうか。</p> <p>八戸の市長はそういうふうな意味では国の経験があります。こういうふうな実態を話をすることによって、私は可能になってくるのではないかと。片方は120もある。おいらせ病院のほうは充足率が70ぐらいですか。80行ってないと思っておりますけれども、そういうふうな意味で、お互いに圏域内でいいものを生かしながらやっていきたいと思いますというふうなものが狙いですから、ぜひそういうふうな意味では、名川もありますし、五戸もあります。</p>

<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>15番 (馬場正治君)</p>	<p>それから、この圏域には公立病院がうちのほうというふうなことで、いい意味でそういうふうな町長から働きかけをしていただいて、その八戸市民病院を核とした医師交流、そういうふうなものをすることによって、百石病院のほうのさまざまな課題の1つでも解消できると思いますので、これは要望して終わります。</p> <p>15番、馬場正治議員。</p> <p>3点ほど質問したいと思います。</p> <p>市立三沢病院の移転新築、診察開始も、おいらせ病院の患者数等に影響が見られるかどうかというのが1点ですね。経営状況については、県内の各自治体病院の中で黒字経営をしているところは少ないと私は認識しておりますので、非常に病院の経営としては上手にやっておられるのではないかなという印象を受けておりますけれども、もう1つは、おいらせ病院の会計の事務関係を外部委託されたわけですけれども、外部の業者にですね。その効果はいかがかと。例えば、受付から会計終わって帰れるようになる時間が多少短縮されたとか、平野議員の質問にもありましたけれども、まことにこの自治体病院はどこでも朝早く行って帰りは午後とかですね。特に、会計の待ち時間が長いという悪評があります。旧市立三沢病院でも、もう朝並ぶようにして行っても帰るのは昼ごろとかですね。これはいわゆる個人病院は早いんですよ。診療所とかですね。ところが総合病院、特に自治体の総合病院となりますと、もう半日がかりというのは普通のようにしております。</p> <p>そこで、県内の各自治体が経営している自治体病院のそういった患者に対するサービス等について、受付から会計が終わって帰られるまで、どこの病院が大体どれぐらいかかるというふうなことをお調べになったことがあるかどうか。そういうことも調べた上で、おいらせ病院の患者サービスがどれぐらいの位置づけにあるのかということを感じながら、病院のサービス改善に持っていく必要があろうかなと、こう思っております。</p> <p>先般、八戸圏域の定住自立圏促進議員連盟の研修がありまして、南部町の今建設中の総合医療センターも遠くからですけども見て、こういう設備になりますという説明も受けてまいりまし</p>
-----------	-------------------------------------	--

<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>病院事務長 (山崎悠治君)</p>	<p>た。たしか29億円ぐらいの予算だったと思いますけれども、地域の核となる医療センターを目指すんだというふうなこともありましたが、あれだけお金をかけて地域として医療体制を整備しようと頑張っている自治体もありますので、ぜひおいらせ病院もそういった県内の類似の病院の患者のサービスがどれぐらいなのかということも見ながら、自己研さんを図っていきたいと思います。これは意見ですけれども、以上3点、お聞きしたいと思います。</p> <p>よろしくをお願いします。</p> <p>病院事務長。</p> <p>それでは、お答えいたします。</p> <p>大変申しわけないんですけども、2点目のところがちょっと私聞き取れなかったものですから、「(外部委託、事務所の中の点数計算とか会計を外部委託されていると思うんですけども、する前としてからはどういった効果があると認識されているのか」の声あり)それは3点目で……、2点目です。(「経営の状況」の声あり)経営の状況。はい。</p> <p>それでは、第1点目の三沢市民病院がおいらせ町寄りのほうに移転してからの患者の影響ということなんですけれども、確かにそのあたりからというんですか、外来患者は年々減ってきていることは確かであります。</p> <p>具体的に数字がどのくらいかとなりますと、これは推察するしかないんですけども、町民バスを利用している患者の数なんですけど、これが三沢病院がこちらに開業してから、徐々に減ってきております。ですから、そういう意味では、外来患者は市民病院のほうに流れているのかもわかりませんし、また、あれは鶴久保にある東クリニックですね。あちらのほうでも無料のバスを巡回させておりますので、そちらを利用されている患者もふえてきているのではないかなと思っております。</p> <p>そういうことで、影響としては町民バスを利用する患者が少ないということから見ると、それ相応の影響がっていると考えております。</p> <p>2点目ですけれども、経営状況なんですけど、私のほうはたまた</p>
-----------	---------------------------------------	---

	<p>佐々木議長</p>	<p>ま平成24年度、本当の僅少、わずかではありますが、75万6,000円の黒字を上げることができました。とても少ない金額で黒字とも言い難いんですけども、県内の状況を見ますと、公立の病院が25ありまして、その中で経営損失を生じた病院が16ございます。ですから、まだまだ公立病院としては経営的に苦しい状況が続いているものと認識しております。</p> <p>それから、会計の事務なんですけれども、これを外部委託してからどのような効果があるかということなんですけれども、まず外部委託したことによりまして、会計なり医療事務、これらの請求事務あるいはドクターとのやりとり、これらのことが専門性を持って、長期にわたってやってきておりますので、請求事務、請求漏れとか、そういうふうなものが軽減されていると。現に、査定率も0.02%ということが出てきておりますので、請求事務に関しては、まずは職員がずっとやってきたのと比べると、その異動ということも少ないものですから、そういう専門性が生かされているというふうに認識しております。</p> <p>ただ、待ち時間に関しましてですと、待ち時間の時間を患者さん方からアンケートをとったことがあります、どうしても特に皮膚科の診察なんかがありますと、そこに整形とか皮膚科とか2つ以上の診療科を診察する患者さんも多く見受けられます。それが結局、1人の人が2つ以上診療科を見られるわけですので、その分当然時間もかかりますので、待ち時間が長くなると。</p> <p>それから、お年寄りの方ですと、どうしても朝7時ころとか7時半ころ来るわけなんですけれども、実際に診察が始まるのがまず8時半ころからになりますので、それも含めて患者さん方はずっと待っているんだということを言っている方もありますので、どうしても混みぐあいによっては診察を含めて2時間とか3時間になる場合もあります。詳しい調査をしたことはございませんので、これからまたそういうアンケートなんかもとりながら、その待ち時間の解消に努めていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。（「議長、議事進行に関する提案があります」の声あり）</p> <p>12番。</p>
--	--------------	---

質疑	1 2 番 (柏崎利信君)	この議案第 5 6 号は、特別参事にかかわる宿日直業務を行った場合に手当を支給するかどうかを審議するんですよ。まだ病院のことに關しては、日程の第 2 5、きょうやることになっているんですが、最後に議案第 7 2 号に病院会計の補正予算もあるんですよ。1 2 日以降にまた今度は決算審査もあるんですよ。とりあえずはこの条例を審議して、速やかに採決したほうがよろしいんじゃないですか。
	佐々木議長	1 5 番。
	1 5 番 (馬場正治君)	私も柏崎議員と全く同じ意見でございます、平野議員のほうで関連してドクターの働きぐあいとか、いろいろ出たものですか、その病院のサービス体制その他もあわせて今お聞きいたしました。 その上で、患者数の多い少ないについて、ドクターの働きぐあい、支出、そういったご意見もあろうかと思っておりますけれども、私はこの条例で求めているドクターが宿日直業務をした場合の宿日直手当を支給するということについては賛成すると同時に、そういった先ほど申し上げたように、病院のサービスを向上させるのが町民に対する納得を得る方法であろうということで、先ほどの質問をいたしました。 以上でございます。
	佐々木議長 (議員席)	ほかにありませんか。 **なしの声**
	佐々木議長 (議員席)	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。 **なしの声**
	佐々木議長 (議員席)	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第 5 6 号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 **なしの声**
佐々木議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。	

当局の説明	佐々木議長	<p>日程第10、議案第57号、おいらせ町町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>税務課長。</p>
	税務課長 (松林光弘君)	<p>それでは、議案第57号についてご説明申し上げます。</p> <p>24ページを開いていただきたいと思います。</p> <p>本案は、地方税法施行令等の一部改正及び東日本大震災の特例措置に準ずる固定資産税の減額措置のため、町税条例の関連する条文について所要の改正を行うものであります。</p> <p>主な内容として、初めに、公的年金等に係る個人住民税の特別徴収の納税義務者が町外に転出した場合や、特別徴収税額等の変更があった場合にも、特別徴収を継続できることと、年間の徴収税額の平準化を図るため、仮徴収税額を前年度の特別徴収税額の2分の1に相当する額とするものであります。</p> <p>次に、東日本大震災により滅失または損壊した漁船等の代替資産を漁協等が被災漁業者にかわり取得した場合に、取得された年度から4年度分、課税標準額を2分の1とする特例措置を行い、償却資産に係る固定資産税の軽減を図るものであり、適用は平成25年度以後の年度分からとなります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	佐々木議長 (議員席)	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	佐々木議長 (議員席)	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	佐々木議長 (議員席)	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第57号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>

	佐々木議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
当局の説明	佐々木議長	<p>日程第11、議案第58号、おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>税務課長。</p>
	税務課長 (松林光弘君)	<p>それでは、議案第58号についてご説明申し上げます。</p> <p>31ページを開いていただきたいと思います。</p> <p>本案は、納期の拡大及び地方税法施行令等の一部改正に伴い、町税条例の関連する条文について所要の改正を行うものであります。</p> <p>主な内容としまして、初めに、納期の拡大についてですが、1期あたりの納付額を低く抑え、納付の負担を軽減し、納期内納付率及び現年納付率の向上を図るため、普通徴収分の納期を現在の7月から1月までの7期制を、2月まで1期ふやし8期制とするものであります。</p> <p>施行日は平成26年4月1日からとなります。</p> <p>なお、上十三地区では、十和田市、三沢市、野辺地町、横浜町、東北町の2市3町で8期制を実施しております。</p> <p>次に、特定公社債等の利子等に係る利子所得が新たに申告分離課税の対象とされたことと、株式等に係る譲渡取得等の申告、分離課税制度が改正されたことによる所要の規定の整備を行うものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	佐々木議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>3番、平野敏彦議員。</p>
質疑	3番 (平野敏彦君)	<p>納期が1期ふえて、納期が8期制を導入して、今までは1月で終わっていたのが2月までというようなことで、実際に2市3町がこれを導入しているというような説明であります。</p>

<p>答弁</p>	<p>税務課長 (松林光弘君)</p>	<p>この2市3町のこれを導入してからの徴収率が向上したかどうかについて確認をしたいと思います。</p> <p>この2市3町の徴収率をちょっと情報収集したところ、当町より高くなっております。その具体的な数値を申しますと、当町は85.9%、これはあくまでも平成23年度の数値であります。当町は85.9%、十和田市88.04%、三沢市88.13%、野辺地町91.82%、横浜町91.05%、東北町89.07%と、当町より高くなっているところであります。</p>
	<p>佐々木議長 (議員席)</p>	<p>ほかにありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>佐々木議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論はありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
<p>当局の説明</p>	<p>佐々木議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。 これから議案第58号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>日程第12、議案第59号、おいらせ町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 税務課長。</p>
	<p>税務課長 (松林光弘君)</p>	<p>それでは、議案第59号についてご説明申し上げます。 34ページです。 本案は、納期の拡大に関連する条文等について所要の改正を行うものであります。 主な内容としまして、初めに、納期の拡大ですが、1期当たりの納付額を低く抑え、納付の負担を軽減し、納期内納付率及び現年納付率の向上を図るため、普通徴収分の納期を現在の7月から</p>

		<p>1月までの7期制を2月まで1期ふやし8期制とするものであります。</p> <p>施行日は平成26年4月1日からとなります。</p> <p>なお、上十三地区では、国保税と同じく、2市3町で8期制を実施しております。</p> <p>次に、7期の期日の変更についてですが、これは国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の期日に統一するため、変更するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	<p>佐々木議長</p> <p>(議員席)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>佐々木議長</p> <p>(議員席)</p>	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>佐々木議長</p> <p>(議員席)</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第59号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>日程第13、議案第60号、おいらせ町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>税務課長。</p>
<p>当局の説明</p>	<p>税務課長</p> <p>(松林光弘君)</p>	<p>議案第60号についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、納期の拡大に関連する条文について所要の改正を行うものであります。</p> <p>主な内容としましては、前2議案と同じく、趣旨は同じであります。</p>

		<p>施行日も同じとなります。</p> <p>上十三地区での実施状況も2市3町と同じとなっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	佐々木議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	(議員席)	<p>***なしの声***</p>
	佐々木議長	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>
	(議員席)	<p>***なしの声***</p>
	佐々木議長	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案60号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席)	<p>***なしの声***</p>
	佐々木議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>ここで、2時40分まで休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後02時30分)</p>
	佐々木議長	<p>休憩を取り消し、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後02時40分)</p>
	佐々木議長	<p>日程第14、議案第61号、字の区域及び名称の変更についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>企画財政課長。</p>
当局の説明	企画財政課長 (小向仁生君)	<p>議案第61号につきましてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の38ページをお開きください。</p> <p>本案は、向山地区において住民の利便を図るため、地方自治法第260条第1項の規定により、向山の字の区域及び名称を変更するため提案するものであります。</p> <p>なお、効力日については、平成25年11月18日を予定しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

当局の説明	佐々木議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。	
	(議員席)		**なしの声**
	佐々木議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。	
	(議員席)		**なしの声**
	佐々木議長	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第61号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。	
	(議員席)		**なしの声**
	佐々木議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。	
	佐々木議長	日程第15、議案第62号、字の区域及び名称変更に伴う関係 条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 企画財政課長。	
企画財政課長 (小向仁生君)	議案第62号につきましてご説明申し上げます。 議案書の45ページをお開きください。 本案は、議案第61号において、向山の字の区域及び名称変更 が承認されたことから、当該地に存在する施設等の住所を変更す るために提案するものであります。 なお、公布の日から起算して3カ月を越えない範囲において、 規則で定める日から施行するものであります。 以上で説明を終わります。		
佐々木議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。		
(議員席)		**なしの声**	
佐々木議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。		

当局の説明	(議員席) 佐々木議長	これから討論を行います。 討論ありませんか。 **なしの声**
	(議員席) 佐々木議長	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第62号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 **なしの声**
	佐々木議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	佐々木議長	日程第16、議案第63号、八戸圏域水道企業団規約の変更に ついてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 地域整備課長。
	地域整備課長 (倉館広美君)	議案第63号についてご説明申し上げます。 議案書47ページをごらんください。 本案は、八戸圏域水道企業団が南部町二又地区簡易水道事業の 全部を譲り受け、同企業団の給水区域へ編入することに伴い、経 費の支弁の方法の一部を変更するために、地方自治法第286条 第2項及び同法第290号の規定に基づき、八戸圏域水道企業団 規約の変更について提案するものであります。
	佐々木議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。
	(議員席) 佐々木議長	**なしの声** なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。
	(議員席) 佐々木議長	**なしの声** なしと認め、討論を終わります。 これから議案第63号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	(議員席)	**なしの声**

当局の説明	佐々木議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	佐々木議長	<p>日程第17、議案第64号、平成25年度おいらせ町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>企画財政課長。</p>
	企画財政課長 (小向仁生君)	<p>議案第64号につきましてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の49ページをお開きください。</p> <p>本案は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,414万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ100億2,832万6,000円としたものであります。</p> <p>また、54ページをお開きください。</p> <p>第2表地方債補正につきましては、深沢保育園整備費補助事業の借入限度額の変更を行ったものであります。</p> <p>それでは、別冊の一般会計補正予算（第2号）に関する説明書により、補正予算の主な内容をご説明申し上げます。説明書をごらんください。</p> <p>初めに、歳出における主な内容を申し上げます。</p> <p>10ページをお開きください。</p> <p>2款総務費です。1項4目財産管理費では、百石高校東側にあります旧教職員住宅の解体費用として、公有施設解体工事費1,948万4,000円を、11ページ、2項1目企画総務費では、八戸圏域定住自立圏への定住自立圏振興基金負担金881万1,000円と、同じ11ページ、2目町活性化対策費では、住宅用太陽光発電システム設置費補助金640万円を、12ページ、3目情報製作費では、国民健康保険税等の納期を現行の7期から8期へ拡大するためのシステム改修費用として、各種納入通知書印字様式変更業務委託料409万4,000円を、それぞれ追加計上いたしました。</p> <p>次に、13ページをごらんください。</p> <p>3款民生費です。1項1目社会福祉総務費では、めくって14ページ、国民健康保険特別会計繰出金320万5,000円を減額し、6目福祉施設管理運営費では、地域福祉センター等の温水</p>

	<p>ボイラーの修繕料 118万3,000円を、15ページ、2項1目児童福祉総務費では、子ども・子育て支援事業のシステム導入に伴う委託料 945万円と、保育士の人材確保対策のため、保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金 2,079万5,000円と、深沢保育園整備費補助金 157万7,000円をそれぞれ追加計上いたしました。</p> <p>17ページをお開きください。</p> <p>6款農林水産業費です。1項3目農業振興費では、農業経営体が導入する機械購入費として、経営体育成支援事業費補助金 570万円を追加計上いたしました。</p> <p>19ページをお開きください。</p> <p>8款土木費です。2項1目道路橋梁維持費では、町道の除草・側溝清掃委託料 111万8,000円と、町道維持補修工事費 2,525万円と、2目道路橋梁新設改良費では、町道整備工事費 2,000万円と、県事業の明神川河川改修事業における沼端3号橋かけかえに伴う土地購入費 145万1,000円と、3目除雪対策費では、除雪柵組立収納工事費 545万4,000円を、20ページをお開きください。3項2目公園管理費では、中央公園の藤棚及び他の修繕のため、公園等補修工事費 170万円と、3目公共下水道費では、公共下水道事業特別会計への繰出金 1,009万3,000円をそれぞれ追加計上いたしました。</p> <p>22ページをお開きください。</p> <p>10款教育費です。2項1目学校管理費では、各小学校の修繕料 160万円と木内々小学校の2件の補修工事費計 200万円を、3項1目学校管理費では各中学校の修繕料 161万3,000円を、24ページをお開きください。8目阿光坊古墳群保存整備費では、阿光坊古墳群保存整備工事費 336万円をそれぞれ追加計上いたしました。</p> <p>25ページをごらんください。</p> <p>12款公債費です。1項1目元金では、利率の比較的高い借入れ分を繰上償還するため、町債繰上償還元金 2,005万8,000円を追加計上いたしました。</p> <p>なお、歳出各款における人件費につきましては、給与削減による調整を行ったものであります。</p> <p>次に、歳入の主なものについてご説明申し上げます。</p>
--	--

	<p>3ページにお戻りください。</p> <p>1款町税です。1項1目個人分では、現年度分徴収見込額1,600万円と、2項1目固定資産税では、新幹線新車両導入に伴う償却資産など現年度分8,824万5,000円を追加計上いたしました。</p> <p>同じく3ページの下段になります。</p> <p>9款地方特例交付金です。1項1目地方特例交付金では、住宅借入金等特別控除による減収額分の交付額決定により、減収補てん特例交付金163万3,000円を追加計上いたしました。</p> <p>次に、4ページをお開きください。</p> <p>10款地方交付税です。1項1目地方交付税では、本年度分普通交付税の交付額決定により、普通交付税1億4,265万1,000円と、震災復興特別交付税1,039万7,000円を追加計上いたしました。</p> <p>同じく4ページの下段になります。</p> <p>14款国庫支出金です。2項2目民生費国庫補助金では、子育て支援交付金が県補助金への組み替えとなり、1,325万円を減額計上しております。</p> <p>5ページをごらんください。</p> <p>15款県支出金2項2目民生費県補助金、5目農林水産業費県補助金ともに歳出で述べました事業への充当が主なものとなっております。</p> <p>6ページをお開きください。</p> <p>18款繰入金です。2項1目財政調整基金繰入金は、町税や普通交付税、前年度繰越金などの増額により、財政調整基金の取り崩しを2億6,700万4,000円を減額し、7ページをごらんください。14目減債基金繰入金では、一般会計及び公共下水道事業特別会計の町債繰上償還のため減債基金を取り崩し、3,500万円の繰り入れを計上いたしました。</p> <p>次に、19款繰越金です。1項1目繰越金は、平成24年度の実質収支2億2,119万7,000円のうち、1億2,000万円を法に基づき財政調整基金へ戻し、残りを今補正において収支の調整から2,000万円を財政調整基金に積み立て、8,119万7,000円を前年度繰越金として計上いたしました。</p> <p>8ページをお開きください。</p>
--	---

		<p>なるほどなと思ったのは、減債基金繰入金3,500万円、これが下水道の分も含めての繰上償還に充当したんだというふうなことです。一般会計だけ見たら充当のあれがちょっと合わないというふうな気がしたものですから、この部分、特別会計に充てたというふうなことで、たしか1,700万円ぐらいですか、そういうふうな充当しているというふうなことです。ここもちょっと中身を教えてくださいたいと思います。</p> <p>それから、最後8ページですが、町村の魅力発信事業助成金、これには充当先がどこかなと思ったら、今の説明ですと、おいらせブランドのほうの事業に充当しているというふうなことですけれども、おいらせブランドのブランド品、たしか40何品目あったと思うんですけども、これらのそれぞれの認定した実績、成果、どのように評価しているのか。私が知っているのは何品目もないんですけども、たしか40何品目あったと思いますけれども、この中身について説明をいただきたいと。</p> <p>それと、この下のところにある和太鼓フェスティバルの補助金返還金26万8,000円、これはなぜフェスティバルで返還されたのか、この点についても説明をいただきたいと。</p> <p>以上です。</p> <p>佐々木議長 答弁を求めます。 税務課長。</p> <p>税務課長 (松林光弘君) それでは、お答えします。 町税の町民税の個人分、現年課税分1,600万円の増ですが、これは、当初予算編成時と比較しまして、特別徴収額が増加しております。というのは、住民税の申告を受けまして、確定賦課した結果、比較した結果、給与所得の増加ということで補正しております。</p> <p>次の固定資産税の8,824万5,000円の補正であります。この要素としましては、一番大きいのが、先ほども説明ありました新幹線に係る車両の更新により償却資産、車両が更新されますと、償却資産として課税することになっております。この確定額については、鉄道・通信・電気などの広域にわたる償却資産については、3月末に国からの通知により額がわかることになっ</p>
--	--	---

	<p>佐々木議長</p> <p>企画財政課長 (小向仁生君)</p>	<p>ておりまして、不服審査期間を経て、今確定しまして、最初に到来する9月議会に補正計上したものであります。</p> <p>以上です。</p> <p>企画財政課長。</p> <p>私への質問は3点だったといふうに記憶しております。</p> <p>まず、交付税の総額なんです、4ページになりますけれども、普通交付税が確定をいたしました。32億9,265万1,000円の額であります。</p> <p>それから、震災復興特別交付税は、今回補正をいたしております1,039万7,000円が今年度の額となっております。</p> <p>次に、繰入金ですけれども、繰入金に関しましては、一般会計と下水道会計に分かれております、議員おっしゃったとおりのことでございます。</p> <p>それから、町村の魅力発信に関しましては、先ほどブランドの事業のほうにということでしたけれども、その中でも詳しく分けますと、首都圏プロモーション事業、それから、おいらせ検定策定事業、それから、県内のプロモーション事業、そして最後に、おいらせ音頭の普及事業、この4つが合計いたしまして217万円という金額になっております。</p> <p>以上で終わります。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>町民課長 (柏崎正光君)</p>	<p>町民課長。</p> <p>保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金が4月から実施されなかったのかということでもありますけれども、県の補助要綱が平成25年7月31日から施行ということで、それを受けて、今回、9月補正に計上いたしました。</p> <p>以上です。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>農林水産課長 (泉山裕一君)</p>	<p>農林水産課長。</p> <p>経営体育成支援事業費補助金について内容はということでしたけれども、「経営再開マスタープラン」を策定した、私どもの</p>

		<p>町は被災地ということですので、この名前になっております。通常一般的には「人・農地プラン」と言われている事業になっております。</p> <p>そちらの地域の中心経営体が融資を受けて農業機械を導入する場合に交付されるもので、県からの補助ということで30%の補助になっております。</p> <p>今回、補助対象者3名を申請したところ、採択が確定いたしましたので、それに伴う補助金という形になります。</p> <p>内容といたしましては、農業機械及びそれに伴うアタッチメント等が補助対象になっております。</p> <p>以上です。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>社会教育・体育課長 (北向 勝君)</p>	<p>社会教育・体育課長。</p> <p>和太鼓フェスティバル実行委員会補助金返還金ですけれども、実は去年、震災復興の記念講演を最後に実行委員会の王将太鼓、胡蝶乱舞ほか2保育園の方々が実行委員会をそれぞれの団体の活動に戻りたいということで、実質解散の意向を示しておりました。これを正式にことしの総会で決定したものであって、繰越等になったこのおよそ26万8,000円ほどの額を町に一旦戻し入れして、それぞれの団体の活動経費の中でまた新たな補助金を相談したいという申し入れがありましたので、このことによって一般会計に戻し入れしたものであります。</p> <p>以上です。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>商工観光課長 (澤田常男君)</p>	<p>商工観光課長。</p> <p>平野議員の質問にお答えします。</p> <p>ブランドのほうの認定品の品目の数ということでございますが、ちょっと今手元に資料がございません。申しわけございませんが、正確な数字はちょっと把握しておりませんで、ちょっと報告できませんが、認定品については、2年とか3年とかで更新という形で進んでおりまして、今年度も2回予定しております。</p> <p>7月に第1回目認定品の更新と、新たに新規に商品開発した部分の認定をしておりますが、この後、冬にあと1回予定しており</p>

<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>ます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>答弁漏れはありませんか。</p> <p>3番。</p> <p>この3ページの固定資産の償却が新幹線で帰ってくるというのを私は初めて知って、この線路があるから来るのかなというふうな、そういうふうな新幹線効果というのは出ているのかなという感じはしたんですが、路線があるからというふうなことですか。(「そうです」の声あり)ありがとうございます。</p> <p>それと、5ページですですけども、保育士の処遇については7月から県の要綱でなったから今補正するんだというふうなことで、この2,079万5,000円の配分はどういうふうな形になるのか。私がこの部分について聞いたところ、うちの保育園の園長は、もう4月から給料を上げたと。この前の全協の説明ですと、施設に配分するけれども、それは施設で判断してくださいというふうな理解をしたんですけども、既にもう上げてしまっただけで、この法律の収支をもう先取りしているところもあるわけですから、この辺の配分の方法というのはどうなっているのか。そこをもう少し詳しく説明をいただきたいと思います。</p> <p>それから、ブランド品のほうについては、入れかえがあるというふうなことで聞きましたけれども、今まで印刷してこの品目というふうなので、私たちも資料として持っていますけれども、今みたいに入れかえがあるということは、その認定した二、三年というふうなことでですけども、40何品目のうちどれが本当に販売実績が高いのか。これはほとんどパンフレットに載っているけれども流通していないよとか、そういうふうなものがあつたら説明をいただきたい。今資料がないようですけども、もしあつたら、その辺もひとつ報告をいただきたいと思います。</p> <p>今、この部分だけ再度お願いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>町民課長</p>	<p>町民課長。</p> <p>配分の方法ですけども、職員の平均勤続年数などにより、別</p>

<p>答弁</p>	<p>(柏崎正光君)</p> <p>佐々木議長</p> <p>商工観光課長 (澤田常男君)</p>	<p>な配分になります。4月1日にさかのぼって配分することになります。</p> <p>事前に、各保育園からその金額を把握して、今回の予算に計上しております。</p> <p>以上です。</p> <p>商工観光課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>認定の期間の更新ということではありますが、品質の保持、保証という観点からそういう形で進めていると思いますし、あと認定については事業者からの申請でやっております。したがって、更新の時期に申請がなければ、自動的にその認定品がなくなるというような形になります。</p> <p>ちなみに、現在、主流といいますか、認定品目で出ている主なものとしましては、桃川さんはもちろんでございますが、柏崎青果さんの黒にんにく関係の商品がまず今は主流になっているのかなと思いますし、新たにだるま芋関連の商品もへっちょこ汁ですか、そういうものも出てきていると思います。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番。</p> <p>今、町民課長の説明を聞いて、私も心配するなというふうなことで報告ができると思います。</p> <p>金額の部分については、そういうふうな職員の実態に応じて配分されるというふうなことから、4月にさかのぼって配分されるというふうなことで、非常に安心しました。</p> <p>あと、このブランド品については、私は決算のあたりで、今の決算の時期で、その年間の実績なりそういうふうなものを資料として出していただければ、なるほどというふうなものがわかります。</p> <p>それで、非常に資料提供がないものですから、その更新した、そういうふうなこう変わっているというふうな部分についてはよく理解できないわけで、ブランド品としてこの民間会社の部分も入るとするのは、例えば、桃川さんは地場の会社としているん</p>

		<p>なコマーシャルもしているし、もう確立しているのではないかなと。そういうふうな意味では、町としてPRすることにはやぶさかではないんですけども、ブランド品、本当のそういうふうなのであれば、このレベルのブランド品というのはいろんな意味で世間に知れ渡って、それだけの販売実績も認知もされているものがブランドだと思うんですけども、今答弁を聞いていますと、申請があったのをブランドとして審議する場があって、それで認定しているんだというふうなことです。ほかのほうでは「いや、こんなのがブランドか」というふうに思うのが私はあるような気がするわけです。ですから、その辺の私の感覚と認定基準の捉え方というのは大分階差があります。そういうふうな意味では、ぜひ資料を提供していただきますように要望して終わります。</p>
	<p>佐々木議長 (議員席)</p>	<p>ほかにありませんか。</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>なしと認め、歳入全款についての質疑を終わります。 次に、歳出について質疑を受けます。 第1款、議会費から第4款、衛生費までについての質疑を受けます。 9ページから16ページ。 質疑ございませんか。 4番、檜山 忠議員。</p>
<p>質疑</p>	<p>4番 (檜山 忠君)</p>	<p>11ページの2款総務費2目ですか、住宅用太陽光発電システムの関係なんですけど、これは今まで関連になるとは思いますけれども、幾らぐらい金額を使われてきているのか。それから、これが何軒分、それを使われてきたのが何軒分ぐらいに該当し、平均その住宅1戸当たりのワット数というのは何キロぐらいになっているのか、それをお聞きしたいと思います。</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>答弁を求めます。</p>
<p>答弁</p>	<p>企画財政課長 (小向仁生君)</p>	<p>済みません、ちょっとお待ちになってください。 お答えします。</p>

		<p>まず1点目の件数なんですけど、現在までですと、平成23年、平成24年、平成25年というふうなことで、平成25年度中途なんですけど、187件ほど交付しております。</p> <p>それで、交付の額も、1戸当たりがまちまちとなっております。1キロワット4万円というふうなことなので、それを4キロ設置する人もいるし、3キロでやめる人もいるしというふうなことで、それはまちまちとなっております。</p> <p>ただ、合計をいたしますと、平成23年、平成24年が2,018万8,000円ほど補助しております。そして、今年度に入りまして743万3,000円を交付しております。</p> <p>あとは、平均が、今割り返しましたところ3.7キロワットになります。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>4番 (檜山 忠君)</p>	<p>4番。</p> <p>大分、太陽光の関係が進んできたみたいですけども、これは需要がどんどんふえていくというふうな予想を立てていますか。これは新規のほうが多いんですか。それとも、もう古い住宅にもそういうふうなのがついていっているというふうに考えられますか。どっちが多いんですか。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>企画財政課長 (小向仁生君)</p> <p>佐々木議長</p>	<p>企画財政課長。</p> <p>はい、圧倒的に古い住宅につけるというケースが多くなっております。</p> <p>まだまだ伸びるというふうなことで予想されております。</p> <p>というのは、工事費の単価が当初、平成22年度よりも大分下がっております。それと、あとは反することなんですけれども、買い取り価格もまた下がっているということで、この辺のバランスを見た場合にどうかなという疑問符も持たれますが、工事費がそもそも下がっているというふうなことで、まだまだこれから出てくるんだろうなというふうに見ております。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかにございませんか。</p>

<p>質疑</p>	<p>8番 (沼端 務君)</p>	<p>8番。</p> <p>今のでちょっと私も、檜山議員の太陽光のやつで、若干だけ何点か、聞かれたやつをちょっと確認したいと思います。</p> <p>私、町民の方にこの太陽光のやつで大体中身、その1キロ何ぼというやつで、窓口が当然この役場でという形で、業者のほうでいろいろ面倒見ながら申請もしてくれているというのは聞いておりました。</p> <p>それで、まず、この額そのものじゃなくて、これからもというか、今年度、まだ間に合うのかという、私1人にはもう断られてきたという話をされたんです。もう枠いっぱいという話、まずこれはたしか枠があったのかという事実と、たしか議運のときでしたか、これは今年度の期限付きの補助というか事業という形になっていて、今度次年度に対して続くかどうかというのはいつ決まるかという部分では、時期を教えてください。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>企画財政課長 (小向仁生君)</p>	<p>企画財政課長。</p> <p>まず、1点目の上半期の分50件が既に申請がなされて決定しております。ということで、その後に来られた町民に対しては、9月の補正にとりあえず町としては計上したいという旨の話をして、とりあえず一旦はお断りしているというふうな状況でありました。</p> <p>ですから、これを受けて、また広報等でPRして募集したいというふうに考えております。</p> <p>それから、次年度はこれはあるのかというふうなことなんですけれども、確かに需要があるわけでありましてけれども、財政、予算的なものとの関係もあります。とりあえず3カ年の事業ということで、今年度終了ということになっておりますけれども、それについては、また予算のほうと、財政のほうと見比べながら、これを検討していきたいなというふうに考えております。</p> <p>以上です。</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>8番。</p>

質疑	8番 (沼端 務君)	わかりました。 今のこの予算やって、また新たに広報等で宣伝してとることですよね。その実態が、お断りしたという実態の部分では、それを配慮、考えた上でこの額が出ているということでした承してよろしいのでしょうか。
	佐々木議長	企画財政課長。
答弁	企画財政課長 (小向仁生君)	はい、そのように捉えて結構でございます。
	佐々木議長	15番。
質疑	15番 (馬場正治君)	同じページの企画総務費の定住自立圏振興基金負担金881万1,000円について、我が町は八戸圏域と、それから十和田三沢圏域、両方に加盟しておりますけれども、この881万1,000円の内容をご説明いただきたいと思います。
	佐々木議長	企画財政課長。
答弁	企画財政課長 (小向仁生君)	これについては、八戸定住自立圏のほうでございます。 中身についてご説明いたします。 八戸定住自立圏の振興基金が、平成23年度で廃止されたことに伴って、新規事業に対する経費、これを市町村負担分を軽減する目的で、今度は、八戸地域広域事務組合のふるさと市町村基金、これに現在5億円積んである金のうち、3億円を取り崩して、広域のほうでは取り崩していると。その3億円については、各町村に按分して、一旦戻すという形をとって、先ほど言いました定住自立圏のほうにこの881万円の金額を支出してやるという、そういう作業をとっている数字でございます。
	佐々木議長	15番。
質疑	15番 (馬場正治君)	わかりました。 ということは、広域から基金を各加盟自治体に3億円取り崩して、出資割合で戻すと。その戻したのを今度、定住自立圏のほう

		<p>に積み立てると。実質、出し入れはないということで理解していいということですね。</p> <p>それから、八戸圏域に加盟した結果、国の交付金のうち1,000万円がおいらせ町に入っております。入ってきたのが1,000万円、今回はこれは広域の取り崩しですから、出し入れゼロということで、これまで定住自立圏の関係で町は純粋にいかほど支出、出て行っているお金があるのかということと、十和田三沢圏域のほうがちよっと動きが全く見えないんですけれども、それで、こちらのほうから交付金はゼロと。既に八戸圏域でもらっている自治体には交付しないよということですから、収入は見込めないわけなんですけれども、十和田三沢のほうへの町からの持ち出しの今後の見込みですね。こういったものがわかれば教えていただきたいと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>企画財政課長 (小向仁生君)</p>	<p>企画財政課長。</p> <p>今まで八戸定住自立圏のほうに町として支出しているお金というのは、大変済みませんけれども、合計を出しておりません。手持ち資料がございませんので、後日お知らせしたいと思います。</p> <p>それから、十和田三沢広域のほうの関係は、現在、まだ計画が立ったばかりで、実際に事業はされておられません。そういう関係で、負担金もまだ発生していないというふうなことになります。</p> <p>ただ、これから十和田のほうも順次他の圏域の状況を見ながら、これといった地元にあつさわしいような事業を展開していくということで、計画だけは今のところつくられておりますので、それを具体的に、今度は各関係課といいますか、町だけでなく、各担当部署、例えば、保険事業であったり、あとは商工業であったり、観光事業であったりと、そちらのほうで具体的に検討会を設けて進んでいくものと思われま。</p> <p>現在のところはまだ負担金は発生しておりません。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>15番</p>	<p>15番。</p> <p>最後の質問になりますけれども、これまで八戸圏域の定住自立</p>

	<p>(馬場正治君)</p>	<p>圏推進に関しては、加盟している圏域の推進議員連盟という形で、その議員連盟が主体となって、さまざまな事業に取り組んだり研修をしておりますけれども、十和田三沢地区では行政主導というふうな予想になるのでしょうか。それだけ、最後にお聞きます。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p>	<p>企画財政課長。</p>
	<p>企画財政課長 (小向仁生君)</p>	<p>現在のところは、行政主導という形になるかと思います。 ただ、八戸の議員連盟の皆さんも、最初は行政主導で行っていたところ、私たちも勉強しなきゃというふうなことで議員連盟が設けられて、そこでのいろいろ提言が出てきているというふうなことから考えますと、今後、十和田三沢のほうも、最初は行政が主導しながらも、議員さんも巻き込んだ形での定住自立圏の事業が展開されていくというふうに考えております。</p>
	<p>佐々木議長 (議員席)</p>	<p>ほかにございませんか。</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>なしと認め、第1款から第4款までについての質疑を終わります。</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>次に、第6款農林水産業費から第12款公債費までについての質疑を受けます。</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>16ページから25ページです。 8番、沼端 務議員。</p>
<p>質疑</p>	<p>8番 (沼端 務君)</p>	<p>1点、19ページ。8款土木費道路橋梁費のところ、我が地区日ヶ久保にたしか説明の中で、土地購入のところ、145万円とかというやつ、これはたしか東部改良区のほうでも場所はわかっております。</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>あと、その上のほうも2,000万円絡めながら、たしかあそこは日ヶ久保藤ヶ森線の道路というか橋も含めてのところだと思っていましたけれども、その工事時期の計画というか、そういうのを具体的にもう少し教えてください。</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>地域整備課長。</p>

<p>答弁</p>	<p>地域整備課長 (倉舘広美君)</p>	<p>土地購入費でありますけれども、これは明神川の河川改修によりまして、川が拡幅になりますけれども、そして、それと同時に町道部分にかかっている橋を、今4.5メートルの橋ですけれども、5.5メートルに広げると。広げることによって、その前後の町道部分の用地買収も必要になるということで、原因者負担ということで、県のほうから町に対して用地取得費としてこれだけのお金をいただくことになりました。</p> <p>それで、これから、今年度中に用地買収に入るつもりでありますけれども、その拡幅部分の工事については、あの橋がまだことし着手して来年もかかりますので、それに合わせて、まず来年度以降の工事になるという予定でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>4番 (檜山 忠君)</p> <p>佐々木議長</p>	<p>8番、いいですか。(「よろしいです」の声あり)</p> <p>ほかにありませんか。</p> <p>4番、檜山 忠議員。</p> <p>教育費のほうなんです、22ページから2点ありまして、22ページの10款教育費2項小学校の関係なんです、これは関連質問になると思うんですが、木内々小学校の校門から校舎までの間に舗装がはがれて、もう穴ぼこになっていて、それに碎石で補修しているんですけれども、いつごろそれを補修するつもりがあるのかを聞きたいんですが。これが1点ですね。</p> <p>それから、もう1点が、24ページの4項社会教育費の中の阿光坊古墳群の整備についてなんです、3月に私、議会で手づくり古墳群のところに看板をというふうなことでお話をしましたが、そのときは大変賛同をいただいて、前課長が明日にでもつけたいみたいな話だったんですが、なかなか毎日通っていてもつかないんですけれども、ちゃんと思いが次の人に申し送られているのかどうか。そこら辺を聞きたいと思っておりますけれども。この2点です。</p> <p>答弁を求めます。</p> <p>学務課長。</p>

答弁	学務課長 (堤 克人君)	<p>木内々小学校の校門からの舗装の補修の件でございますけれども、実はことしも校長先生みずから穴埋め作業をやっておられたんですが、なかなか結構今回も補修とか工事費を計上しておりましたんですが、結構学校関連の補修工事関係が多くて、なかなかそっちまで手が回らないという状況なんです、そのことにつきましては、事務局内部でもつい最近も話題にしております、今年度はちょっと無理にしてみても、来年度予算要求に向けて考えなければならないなというふうに思っておりました。</p> <p>以上です。</p>
答弁	佐々木議長 社会教育・体育課長 (北向 勝君)	<p>社会教育・体育課長。</p> <p>看板についての質問ですけれども、実は4月、引き継ぎで、私もそのことは聞いております。</p> <p>しかしながら、引き継ぎの中でも、具体的に史跡公園の事業の中で主になるガイダンス施設ということになると、まだ正式にその具体像が固まっていないので、その時期まで少し時間を要するのではないかというポイントも含めてアドバイスをされております。</p> <p>したがって、ことしも、来年以降も、整備検討委員会という専門会議が持たれることになっておりますので、その時期にきちんと相談をして、その事業の着手の内容を検討いただいて、看板に企画内容を反映して、設置を検討したいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	佐々木議長 4番 (檜山 忠君)	<p>4番。</p> <p>木内々小学校の件なんです、来年、予算組みをしてやってくださるということなのでいいとして、仮補修をするのであれば、碎石を入れて補修をしているんですね。確かに穴は埋まると思いますけれども。ただ、その碎石が、今度は逆に舗装のほうに飛んで行って、車をはねているからそっちへ行くんだと思うんだけど、安全上においてもよくはないのではないかなと思うし、また、グラウンドをあんないいあんばいに整備してもらった。</p>

		<p>そのグラウンドの中にも、やはり子供たちは石があると投げたくなるのが遊びの1つですから、そっちのほうまで石が行っているというふうなことなので、もしできたら、碎石で穴埋めするのもいいと思いますけれども、その上から簡易舗装なり何なりをかけて、子供たちに危険のないように、周辺にそういうふうな石が行かないような、そういうふうな舗装の仕方をしてはどうでしょうか。</p> <p>お聞きしたいんですけれども、学校の中に環境整備マニュアルとかというふうな、そういうふうなのがあるんですか。恐らく校長先生、学校の先生方は道路の補修の仕方等は余りよくわからない面があるのではないかなと思うので、やはり専門の人からのアドバイスを受けて補修をして、子供たちに危険のないようにしてもらいたいと、そういうふうに思います。</p> <p>それから、古墳群のことなんですが、3月のときには大体前倒しで今年度中あたりにはある程度のめどをつけるような話がなされていたように思いますので、県のほうの世界遺産のほうはちょっとだめになったみたいなんですけれども、次にまた古墳群のことのそれが時期が盛り上がってくると思うので、できれば予定どおり早目、早目にやっていただければなど、そういうふうに思っています。</p> <p>答弁を求めますか。（「はい」の声あり）</p> <p>学務部長。</p> <p>お尋ねの環境整備マニュアル、要は補修、修理の仕方とかそういったたぐいのものであれば学校にはないと思います。</p> <p>今回、ご提案の簡易舗装ということになりますと、例えば、用務員さんにご協力いただくか、あるいはちょっと規模が小さいかどうかわかりませんが、業者さんをお願いしてやっていただくか、いずれにしても、今、碎石でやることによってほかに飛んでいって、逆にそういったほうが心配だということですので、その辺はちょっと考えてみたいと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>社会教育・体育課長。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>学務課長 (堤 克人君)</p>	
	佐々木議長	

<p>答弁</p>	<p>社会教育・体育課長 (北向 勝君)</p>	<p>看板の設置、今年度中の着手についてでありますけれども、先ほど申し上げましたとおり、事業の内容、方向づけがまだ確定できない状況でありますので、今の段階では今年度中はちょっと無理かなと思っているところです。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長 4番 (檜山 忠君)</p>	<p>4番。</p> <p>看板は今つけるというわけじゃないです。</p> <p>古墳群のほうの整備の関係を10年計画でやっているわけですよ。3月に私は質問をいたしました。今年度で大体5年目ということで、あの計画から行くと、来年、再来年かな、平成26年が5年目かな。平成27年あたりが大体ほぼ全容があらわれてくるというふうなことの計画になっているみたいだったですね。それが、この間の3月の話では、前倒しをしてきていると。だから、平成25年、平成26年ではもう大体概要が出てくるというふうなことなので、そのような話だったので、できればそういうふうな答弁があったときには、できるだけ、私ども阿光坊古墳群はそういうふうに進んでいますよというふうな町民に話す機会もあるので、できればその方向に進めるようにしていただきたいと要望としてお願いしておきます。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長 5番 (日野口和子君)</p>	<p>ほかにありませんか。</p> <p>5番、日野口和子議員。</p> <p>19ページの土木費、道路橋りょう費に絡めて質問させていただきます。</p> <p>まず、木ノ下の児童館、その近くに信号があるんですけども、その信号の近くに有料の老人ホームが建てられました。</p> <p>したがって、そこで学校から帰る子供たちが歩道を渡って児童館に行くときに、今まで歩道と思って通っていたところが、もう建物が突き出ていまして、歩道というものにはならない。しかも、よく見ると、車で通ってよく見ていたら、碎石は盛り上がっていて、子供たちは白線の内側、つまり車道側を歩いて木ノ下児童館</p>

		<p>に行かなければならないような状況でございますが、この状況を町長初め地域整備課長はご存じでしょうか。</p>
	佐々木議長	<p>何款の何項ですか。（「関連」の声あり） 地域整備課長。</p>
答弁	地域整備課長 (倉館広美君)	<p>日野口議員からのご質問ですけれども、私、今お話を伺って、ちょっと場所を特定できないので、回答できないです。</p>
	佐々木議長	<p>副町長。</p>
答弁	副町長 (西館芳信君)	<p>私も今お話を聞いてみたら、そのことについてはわかりませんでした。</p> <p>位置的にはわかります。児童館の南側のほうに何かすごい建物が建っているのは何だろうなというふうなことでは見ておりましたが、実際、建ってそういうふうな状況があったということはわかりません。</p> <p>ただ、歩道に突き出しているというふうな状況であれば、果たして建築物として許可になるのかどうか、その辺もあるんですが、わかりました。早く行って、現地を確認して対策を講じたいというふうに思います。</p>
会議時間の延長	佐々木議長	<p>ここで時間延長いたします。</p> <p>5番。</p>
質疑	5番 (日野口和子君)	<p>地域整備課長なんだから、もう少し道路工事とか、そういうのもいろいろ調べてもらいたいと思いますけれども、あそこに児童館があるんです。その車道の白線の内側、車道を歩いて児童館に行かなければならないという、すごく危険な状態。</p> <p>その建てた人の土地かもしれませんが、ちょっと突き出ているものですから、一部分が突き出ているものですから、今まで私たちが勝手に歩道として歩いていた部分が本当に狭まって、これぐらいしかないんです。その上に、渡っても建物から碎石が積み上げられているものですから、砂利がですね。ですから、それをまた越えていかなければならないんですけども、それを越え</p>

<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>ないで、最初からもう車道側を歩く児童もいるんです。「これこれ、そこ通れば危ないよ」ということで注意はしているんだけど、そういう緊急な危険な場所を一日も早く察知して緊急に処理していただきたいと強く要望します。お願いします。</p> <p>3番、平野敏彦議員。</p> <p>私は3点。</p> <p>これは財源充当のところですけども、18ページ、観光費にその他特定財源が146万4,000円充当されています。補正額が57万1,000円で一般財源が89万3,000円減額になっていますけれども、この収入先は何でしょうか。これが1つ。</p> <p>それから、20ページの災害対策費の工事請負費で海拔表示の工事費が出てまいりました。これは、私は前にも話をしましたけれども、業者でやるというふうなことなのか、私はその地域でできるものであれば、そちらのほうがいろんな意味で防災意識が高まるのではないかというふうなことで提案しましたけれども、この中身をひとつお知らせをいただきたいと思います。</p> <p>それから、25ページの公債費の繰上償還金、元金が2,000万円あります。公債費、この充当財源が一般財源になっていますけれども、基金は目的があって積み立てられているわけで、一般財源処理でいいのか。この3点、お伺いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>商工観光課長 (澤田常男君)</p>	<p>答弁を求めます。</p> <p>商工観光課長。</p> <p>平野議員のご質問にお答えします。</p> <p>18ページの観光費に特定財源146万4,000円充当されているということですが、これは先ほど歳入のほうで企画財政課長が説明しました諸収入ですか、その町の魅力発信事業217万円ですか。そのうちの146万4,000円が観光費のほうに充当されていると。</p> <p>当初、当初予算では単独で事業を予算措置していたものが、これが補助がついたということで、そこに特定財源を充当したものでございます。</p>

答弁	<p>佐々木議長</p> <p>まちづくり防災課長 (中野重男君)</p>	<p>以上です。</p> <p>まちづくり防災課長。</p> <p>それでは、平野議員に、海拔表示の件についてお答えをいたします。</p> <p>海拔表示板の設置作業につきましては、私どものほうは基本的には業者が設置という考え方でございます。理由は、海拔表示板が意外に5メートル前後、6メートルから7メートル、場所によってはもうちょっと高いところもありますけれども、それぐらいの高さでの作業が出てきます。よって、低ければそういうふうな形も考えてはいましたけれども、高さ的に危険度が高いという判断で、業者ということにしております。</p> <p>以上です。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>企画財政課長 (小向仁生君)</p>	<p>企画財政課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>繰上償還をした2,000万円は、おっしゃるとおり一般財源、済みません、ちょっとお待ちください。減債基金からの繰り入れということで処理しております、その減債基金が目的を持ったものではないのかというようなことで、それは、その他の特定財源というふうなことで扱うものではないかなというふうなご質問だったと思いますけれども、これに関しては、ちょっと時間をいただいて確認をしたいと思います。</p> <p>特定財源となって必ずそこに入れなければならないものなのか、それとも一旦基金を取り崩して一般会計に繰り入れている関係上、一般財源として処理していいものなのかですね、ちょっと確認したいと思います。お時間いただきたいと思います。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番。</p> <p>20ページのところでもう1回確認しますが、高さが5メートルから7メートルと言っていますけれども、今表示されているのはそんなに高くないですよ。ほとんど背の高い人だと手が</p>

		<p>届くぐらいのところで表示されてあります。ですから、7メートルなんていったら柱がそんなに高いところにいったら、見上げなければ見えないんじゃないですか。</p> <p>私が言っているのは、前にも話をしたように、子供でも表示ができる。やはり、そういうふうな参画をすることによって意識が高まっていくのではないかという意識的な形で提案したわけですが、全てその業者任せですと、いろんな意味で単価的な部分、経費もかさむことははっきりしているわけですよ。私はそういうふうなので知恵がないなというふうな感じがしますけれども、じゃこの設置をする時期、いつからいつまでで設置が終わるんですか。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>まちづくり防災課長 (中野重男君)</p>	<p>答弁を求めます。</p> <p>まちづくり防災課長。</p> <p>高さについては、議員ご指摘のとおりでございますけれども、平均すれば2メートルから3メートルのところが大変多くございますが、場所によってはということが中にありました。</p> <p>それから、時期ということでございますけれども、補正が通ったら速やかに作業に入れるように進めたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>15番 (馬場正治君)</p>	<p>ほかにありませんか。</p> <p>15番。</p> <p>農林水産の関係なんですけれども、2011年の震災津波の復旧状況に関係するんですけれども、百石漁港周辺に関してはほぼ復旧は終わったというのが町の見方かと思うんですけれども、その周辺海域、いわゆる海底の状況なんですけれども、実は、町の補助をいただいて昨年、地引網用の網を購入いただいて、漁業組合に管理を委託しているわけでございます。180万円ぐらいの網でしたかね。</p> <p>今年度から観光協会主催の地引網体験をまた再開しようと思気込んでおりましたけれども、昨年、個人の網元さんがその海域で地引網を実施したところ、海底に何か障害物があるらしくて、</p>

		<p>網が破損したと。それも2回にわたって破損したということで、先般の観光協会の理事会で、せっかく新調した網を破損しては大変だから、地引網をまたことしも見合わせようということになってしまいました。これに関しては、県のほうで8月初旬にダイバーが海底調査をしたとのことなんですけれども、その障害物は発見できなかったと。</p> <p>それで、地元漁民の方々がホッキ貝のマンガンを使って漁船が数隻並んだ状態でマンガンで引っ張れば障害物を発見できるのではないかとということも1つの方法として提案されているようですけれども、それもそれなりのお金がかかるわけですね。漁船の人夫料、それから燃料費がかかるんですけれども、そういう漁場の復旧がまだ完全ではないのではないかとという気がしております。要は、二川目、一川目地域の海底ですね。海底に津波による沈下物がまだあるのではないかと。それに関して、町は県にどういふ働きかけを考えているのか。あるいは、県ではできなければ町が漁業組合と話し合っ、て、そういった漁場の清掃、障害物の除去等に取り組む考えはないのかをお伺いしたいと思いますけれども。</p> <p>それと、既に漁協さんのほうに十和田とか町外2カ所から、学校から子供たちに地引網体験をさせたいけれどもお願いしたいという依頼が2件ほど来ているけれども、先ほど申し上げたような状況で、受け入れを今のところはできない状態ということになっているそうですので、それもつけ加えます。</p> <p>農林水産課長。</p> <p>確かにそういう話は聞いております。</p> <p>県水産事務所のほうにも確認したら、以前、調査したときには水深が浅い部分、300メートルから500メートル沖に関してはちょっと調査実施ができなかったという部分もございます。</p> <p>私どものほうも、漁業協同組合さんのほうから地引網を引っ張ったときにそういう形で破損があったという形で写真等も現在保有しております。</p> <p>非常に私どものほうとしても、ここをどうするのかというのは、やはり水産事務所さんのほうとある程度協議していかなければ</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>農林水産課長 (泉山裕一君)</p>	

		<p>ばならない部分だと思いますし、確かにマンガンで引くという方法もあるとは思いますが、とりあえず私どものほうでは県で何か対応できるかどうかの確認をしていきたいと思っています。</p> <p>以上です。</p>
質疑	佐々木議長	<p>簡潔をお願いします。</p>
	15番 (馬場正治君)	<p>可能な限り迅速に、県のほうと協議を進めて対策を打っていただくように要望を申し上げます。</p> <p>以上です。</p>
質疑	佐々木議長	<p>1番。</p>
	1番 (高坂隆雄君)	<p>1カ所につきましてお尋ねします。</p> <p>20ページの9款1項3目15節海拔表示の関係なんですが、別に揚げ足を取るつもりはありませんが、先ほど5メートルから7メートルくらいの場所もあるよと。ほとんどの場合は二、三メートルだと、こういうお話を担当課長がしましたが、多分、これは80センチぐらいだと思うので、五八、四〇で4メートル。要するに5メートルから7メートルというのはかなり高いわけでありまして、具体的にそういった場所がどこにあったのかお知らせください。</p> <p>そして、さらに今後65万1,000円で設置をするわけですから、今後どの場所がそこなのか、お知らせください。</p> <p>それから、課長は担当課長として海拔表示を200何十カ所ついていると思いますが、町内全域を見て回ったのかもお尋ねします。</p> <p>これは非常に見にくい場所に、またはその方向に設置している場所もあるんですね。その電柱よりは手前の電柱もしくは次の電柱に設置したほうがいいところもあります。そういった確認をしたのかもお尋ねします。</p>
	佐々木議長	<p>答弁を求めます。</p> <p>まちづくり防災課長。</p>

<p>答弁</p>	<p>まちづくり防災課長 (中野重男君)</p>	<p>それではお答えをいたします。</p> <p>先ほど引用した高さの5メートル、8メートルのお話ですけれども、私どもが町内を検索して歩いたときに、ここのところは坂道が急で高さがあるなということで、決してそこに設置するかはまだ検討段階でしたので、今、平野議員にお伝えしたのはそこら辺の経過を踏まえた形で、結果と精査しているところの作業工程の中の部分を引用させていただきましたので、実際は、基本的には2メートルあるいはそれ前後のところを設置するという考え方でご理解をいただければと思います。</p> <p>それから、場所につきましては、今回、一応100カ所、町内、前回252カ所ぐらいつけておりますので、プラスして100カ所ぐらいを想定して、町内全域を考えているところです。</p> <p>具体的にここの場所に何基という形では、今ちょっと説明はできませんけれども、町内100カ所ぐらいということでご理解をいただければと思います。</p> <p>また、担当課長として町内の既存の標識を見たことがあるかということですが、私も見ております。そして、他町村のものも見ております。が、勉強のために他町村のものも見せていただいて、おいらせ町バージョンで、少し斜めにつける方式を検討させていただいたというのが経過でございまして、見にくい場所も当然あるかと思いますが、それらにつきましては、皆さんからご意見をいただいたときに、現場で精査をして向きを変えるなど、対策をしたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>1番 (高坂隆雄君)</p>	<p>1番。</p> <p>今後、設置する場所が約100カ所ぐらい、65万円ほどの予算を使うということで、具体的には5メートルから7メートルの高さのところは今お示しがなかったので、あるかどうかはわかりませんが、やはり、もうちょっと誠実に説明の中で言葉を使っていたきたいと思うんです。そうじゃなければ、5メートル、7メートルって言われたときにはなと思って、自分なりに目算してみたんですが、結構な高さなんですね。そんな場所って、地</p>

		面から、そうそうあるものではないと思いますから、ぜひ気をつけていただきたいと思います。
佐々木議長 (議員席)		ほかにありませんか。 **なしの声**
佐々木議長 (議員席)		なしと認め、第6款から第12款までについての質疑を終わります。 以上で、歳出全款についての質疑を終わります。 次に、給与費明細書及び地方債に関する調書についての質疑を受けます。 27ページから32ページです。 **なしの声**
佐々木議長 (議員席)		なしと認め、給与費明細書及び地方債に関する調書についての質疑を終わります。 次に、第2表地方債補正についての質疑を受けます。 **なしの声**
佐々木議長 (議員席)		なしと認め、第2表についての質疑を終わります。 以上で本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。 **なしの声**
佐々木議長 (議員席)		なしと認め、討論を終わります。 これから議案第64号について採決いたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 **なしの声**
佐々木議長		異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 ここで4時15分まで休憩いたします。 (休憩 午後 4時01分)
佐々木議長		休憩を取り消し、会議を再開します。 (再開 午後 4時15分)
佐々木議長		日程第18、議案第65号、平成25年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 環境保健課長。

<p>当局の説明</p>	<p>環境保健課長 (小向道彦君)</p> <p>佐々木議長</p> <p>(議員席)</p> <p>佐々木議長</p> <p>(議員席)</p> <p>佐々木議長</p> <p>(議員席)</p> <p>佐々木議長</p> <p>(議員席)</p> <p>佐々木議長</p>	<p>それでは、議案第65号についてご説明申し上げます。 議案書の55ページをごらんください。 本案は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ3,869万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ29億4,626万2,000円とするものであります。 歳出の主な内容につきましては、平成24年度事業実績により療養給付費等の国庫負担金の返還金を計上するものです。 歳入の主な内容につきましては、国庫補助金の普通調整交付金を減額するほか、交付決定等により、療養給付費等交付金を増額し、平成24年度の繰越金を計上するものであります。 以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑は、事項別明細書により行います。 第1表、歳入歳出予算補正のうち、歳入歳出とも全款についての質疑を行います。 3ページから9ページです。 質疑ございませんか。 **なしの声**</p> <p>なしと認め、歳入歳出全款についての質疑を終わります。 次に、給与費明細書についての質疑を受けます。 11ページから12ページです。 質疑ございませんか。 **なしの声**</p> <p>なしと認め、給与費明細書についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。 **なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。 これから議案第65号について採決いたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 **なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p>
--------------	--	---

<p>当局の説明</p>	<p>佐々木議長</p>	<p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、日程第19、議案第66号、平成25年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>学務課長。</p>
	<p>学務課長 (堤 克人君)</p>	<p>それでは、議案第66号についてご説明を申し上げます。</p> <p>議案書は58ページになります。</p> <p>本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ265万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,548万円とするものでございます。</p> <p>その内容について申し上げますと、歳入については、寄附金が3件ありましたことにより、寄附金収入を4万4,000円増額、また今年度の貸与者が確定したことにより、繰入金296万8,000円を減額するものです。</p> <p>このほか、平成24年度の当該会計の決算剰余金が発生することから、前年度繰越金を30万9,000円増額するものでございます。</p> <p>一方、歳出におきましては、貸与者の確定によりまして、貸付金270万円を減額するものでございます。</p> <p>また、寄附金については、基金積立金として4万4,000円増額するものでございます。</p> <p>以上です。</p>
	<p>佐々木議長 (議員席) 佐々木議長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑は、事項別明細書により行います。</p> <p>第1表、歳入歳出予算補正のうち、歳入歳出とも全款についての質疑を行います。</p> <p>15ページから17ページです。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、歳入歳出全款についての質疑を終わります。</p>

当局の説明	(議員席) 佐々木議長	これから討論を行います。 討論ありませんか **なしの声**
	(議員席) 佐々木議長	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第66号について採決いたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 **なしの声**
	佐々木議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	地域整備課長 (倉館広美君)	日程第20、議案第67号、平成25年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 地域整備課長。 議案第67号についてご説明申し上げます。 議案書61ページをごらんください。 本案は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ2,371万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,028万9,000円とするものであります。 その主な内容は、歳出では、町債の利率の比較的高い借り入れ分の繰上償還金、マンホールポンプ等の修繕料、下水道管布設がえ工事ともなう実施設計委託料、馬淵川流域下水道維持管理負担金を計上し、歳入では、平成24年度からの繰越金と一般会計からの繰入金を計上いたしました。 第2表地方債補正につきましては、公共下水道事業債と資本費平準化債の借り入れ限度額を変更するものであります。 以上で説明を終わります。
佐々木議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑は、事項別明細書により行います。 第1表、歳入歳出予算補正のうち、歳入歳出とも全款についての質疑を受けます。21ページから23ページです。 質疑ございませんか。	

<p>当局の説明</p>	<p>(議員席)</p> <p>佐々木議長</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、歳入歳出全款についての質疑を終わります。</p> <p>次に、給与費明細書及び地方債に関する調書についての質疑を受けます。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	<p>(議員席)</p> <p>佐々木議長</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、給与費明細書及び地方債に関する調書についての質疑を終わります。</p> <p>次に、第2表、地方債補正についての質疑を受けます。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	<p>(議員席)</p> <p>佐々木議長</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、第2表についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p> <p>佐々木議長</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第67号について採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p> <p>佐々木議長</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>次に、日程第21、議案第68号、平成25年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>地域整備課長。</p>
	<p>地域整備課長 (倉館広美君)</p>	<p>議案第68号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書65ページをごらんください。</p> <p>本案は、既定予算の総額から歳入歳出それぞれ12万円を減額し、予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億1,565万6,000円とするものです。</p> <p>その主な内容は、歳出では、人件費の減額を行い、歳入では、平成24年度の繰越金を追加し、一般会計からの繰入金を減額計</p>

		<p>上いたしました。</p> <p>第2表の地方債補正につきましては、資本費平準化債の借り入れ限度額を変更するものであります。</p> <p>以上でございます。</p>
	佐々木議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑は、事項別明細書により行います。</p> <p>第1表、歳入歳出予算補正のうち、歳入歳出とも全款についての質疑を行います。</p> <p>31ページから32ページです。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	(議員席)	<p>***なしの声***</p>
	佐々木議長	<p>なしと認め、歳入歳出全款についての質疑を終わります。</p> <p>次に、給与費明細書及び地方債に関する調書についての質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	(議員席)	<p>***なしの声***</p>
	佐々木議長	<p>なしと認め、給与費明細書及び地方債に関する調書についての質疑を終わります。</p> <p>次に、第2表、地方債補正についての質疑を受けます。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	(議員席)	<p>***なしの声***</p>
	佐々木議長	<p>なしと認め、第2表についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行いません。</p> <p>討論ありませんか。</p>
	(議員席)	<p>***なしの声***</p>
	佐々木議長	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第68号について採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席)	<p>***なしの声***</p>
	佐々木議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	佐々木議長	<p>次に、日程第22、議案第69号、平成25年度おいらせ町介</p>

<p>当局の説明</p>	<p>介護福祉課長 (松林泰之君)</p> <p>佐々木議長 (議員席)</p> <p>佐々木議長 (議員席)</p> <p>佐々木議長 (議員席)</p>	<p>護保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>介護福祉課長。</p> <p>それでは、議案第69号についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ2,412万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ18億7,616万8,000円とするものであります。</p> <p>歳出の主なものは、総務費は、平成24年度介護給付費の確定に伴う国支払基金、県及び町への返還金を追加し、地域支援事業費では、福祉車両に係る修繕料等を追加するものであります。また、基金積立金は、平成24年度精算後の剰余金を介護給付費準備基金に積み立てするものであります。</p> <p>次に、歳入の主なものは、平成24年度介護給付費の確定に伴う国庫支出金の追加と、地域支援事業費については、法で定められたそれぞれの負担割合に応じて国庫支出金、支払基金交付金及び県支出金を追加し、繰越金については、平成24年度決算により追加するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑は、事項別明細書により行います。</p> <p>第1表、歳入歳出予算補正のうち、歳入歳出とも全款についての質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、歳入歳出全款についての質疑を終わります。</p> <p>次に、給与費明細書について質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、給与費明細書についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行いません。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
--------------	--	---

当局の説明	佐々木議長	なしと認め、討論を終わります。
	(議員席)	これから議案第69号について採決いたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 **なしの声**
	佐々木議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	佐々木議長	次に、日程第23、議案第70号、平成25年度おいらせ町公共用地取得事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 企画財政課長。
	画財政課長 (小向仁生君)	議案第70号につきましてご説明申し上げます。 議案書の72ページであります。 あわせて、別冊特別会計補正予算に関する説明書の49ページをお開きください。 本案は、平成24年度の繰越金が確定したことから、歳入において50万9,000円を増額し、一般会計からの繰入金と同額減額したものであります。 以上で説明を終わります。
	佐々木議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑は、事項別明細書により行います。 第1表、歳入歳出予算補正のうち、歳入歳出とも全款についての質疑を行います。 質疑ございませんか。 **なしの声**
	(議員席)	なしと認め、歳入歳出全款についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。 **なしの声**
	佐々木議長 (議員席)	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第70号について採決いたします。

当局の説明	(議員席)	<p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	佐々木議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	佐々木議長	<p>次に、日程第24、議案第71号、平成25年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>環境保健課長。</p>
	環境保健課長 (小向道彦君)	<p>それでは、議案第71号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書75ページをごらんください。</p> <p>本案は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ53万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,418万5,000円とするものであります。</p> <p>歳出の主な内容につきましては、平成24年度精算により、後期高齢者広域連合納付金を増額し、歳入の主な内容につきましては、平成24年度の繰越金を計上するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	佐々木議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑は、事項別明細書により行います。</p> <p>第1表、歳入歳出予算補正のうち、歳入歳出とも全款についての質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	(議員席)	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
佐々木議長	<p>なしと認め、歳入歳出全款についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>	
(議員席)	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p>	
佐々木議長	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第71号について採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>	

	(議員席)	**なしの声**
当局の説明	佐々木議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	佐々木議長	<p>次に、日程第25、議案第72号、平成25年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>病院事務局長。</p>
	病院事務局長 (山崎悠治君)	<p>それでは、議案第72号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の78ページをごらんください。</p> <p>本案は、当初予算の第3条に定めました収益的支出の医業費用から139万8,000円を減額し、その減額分を医業外費用に追加して、既決予定額と同額とするものであります。</p> <p>その内容について申し上げますと、給与の減額支給措置に伴う給与費の調整と、経費、資産減耗費及び修学資金借入申込みに伴う貸付費の追加等であります。</p> <p>なお、臨時支給の追加につきましては、第3土曜日と日曜日の宿日直業務に当たる非常勤医師の報酬であります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
質疑	佐々木議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>本案については、議案書と補正予算実施計画により一括で質疑を行います。</p> <p>議案書は78ページ、実施計画55から59ページです。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>15番、馬場正治議員。</p>
	15番 (馬場正治君)	<p>実施計画の57ページの一番下の部分です。</p> <p>貸付費、修学資金貸付金、これは医師を目指して修学しようとする方に対する貸付金と認識しております。</p> <p>医師の資格をとった後においらせ病院に勤務してもらいたいという思いから、こういうことを事業としてやっていると認識しておりますけれども、申込みがあったということで、140万円</p>

		<p>貸し付けられていますけれども、何人で、町内の方か町外の方か、お答えいただければと思います。</p>
答弁	佐々木議長	<p>答弁を求めます。 病院事務長。</p>
	病院事務局長 (山崎悠治君)	<p>それではお答えいたします。 今回、申し込みをいただいている学生でございますけれども、本町出身の本年4月に弘前大学医学部に入学した医学生であります。</p>
	佐々木議長	<p>以上で説明を終わります。(「人数」の声あり) 申しわけございません。 人数は1人でございます。</p>
質疑	3番 (平野敏彦君)	<p>ほかにありませんか。 3番、平野敏彦議員。</p>
	3番 (平野敏彦君)	<p>57ページの修繕費100万円、建物修繕とありますけれども、器械備品、この中身をちょっとお知らせいただきたいと思えます。</p>
	3番 (平野敏彦君)	<p>それから、医業外費用のほうの訪問車修繕費等10万円とありますけれども、これは事故か何かあったのかなというふうな内容がちょっと把握できませんので説明をお願いしたいと思います。</p>
	3番 (平野敏彦君)	<p>それから、この修学資金の貸付金は、1名で4月弘前大に入学した本町出身者とありますけれども、これから6年間この金額で貸し付けをしていくのか、資格取得までになるのか、卒業するまでになるのか。この辺、もうちょっと詳しくお願いします。</p>
答弁	佐々木議長	<p>病院事務長。</p>
	病院事務局長 (山崎悠治君)	<p>それではお答えいたします。 まず、修繕費につきましては、器械備品、それから建物設備等の修繕費、これにつきましては、これから見込まれるもの等を想定いたしまして100万円を計上しております。</p>
	病院事務局長 (山崎悠治君)	<p>建物につきましても、一部外壁等が剥がれているところも発見</p>

		<p>されておりますので、これらの修繕にも充てていきたいと考えております。</p> <p>それから、訪問車の修繕費等でございますけれども、こちらのほうも、当初予算を多く取っておりませんでしたので、これから冬場にも差し掛かりますので、事故あるいは自損事故等があればこちらのほうで修繕のほうを対応していきたいと思っております。</p> <p>修学資金の貸し付けなんですけれども、最高額が月20万円ということになりますので、これから実際に借入の申し込みが上がる予定となっておりますが、この予算を作成時点では、8月の時点で借入れをしたいという希望が本人のほうからありまして、予算を計上しておりますが、実際まだ貸付けの本申請はこれから上がってくる予定となっております。</p> <p>修学まで、要するに6年間の修学期間までに貸し付けを行うということになります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>3番、平野敏彦議員。</p>
<p>質疑</p>	<p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>月額最高20万円というふうなことで、そうすれば9月、これから申請の予定だというふうなことで説明ありましたけれども、これから、そうすると月額20万円以内で貸し付けをしていくというふうなことになろうかと思えます。6年間、それで医者が確保できるというふうなのであれば、地元でそういうふうな人が育つというふうなことであれば、非常にいいことだと私は期待をしております。特に、この分投資しても、医師の給料が高ければ今度は税金で返ってきますから、そういうふうな意味では、ぜひ条件をよくして、早目に医師として資格取得できるように、町のほうもぜひバックアップしてもらいたいと思えます。</p> <p>終わります。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長 4番</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p>4番、<u>檜山</u> 忠議員。</p> <p>関連質問というよりは、町長にちょっと……</p>

	<p>(檜山 忠君) 佐々木議長</p>	<p>あのですね、大分時間も経過しておりますので、先ほど長老の方にも注意を受けましたけれども、議事進行については最近、議員の皆さんを前にして大変失礼ですけれども、款項目節をどなたも言ってくれません。</p> <p>答弁側も唐突な発言には苦慮したり、また、確かに助長もありました、答弁する側も。ですから、できるだけルールに従って、議案書の款項目節を申し上げて、答弁しやすいような方法で議事運営を図りたいと、こう思いますので、特段のご配慮、ご協力をお願いしたいと思います。</p>
<p>質疑</p>	<p>4 番 (檜山 忠君)</p>	<p>わかりました。</p> <p>78ページに関連することではありますが、先ほど、町長が22ページの議案第56号のところで平野議員からの質問のそれに対して、平野議員は経営的なことのそれを話しておられましたけれども、その中で、審議会のほうのそれについて、そういうふうな経営に関する審議、提案が今までないみたいな話を言われましたけれども、私は実際、審議委員として行っています。そういうことは私らも一生懸命経営のことを話をしてきたつもりです。だから、これはちょっと遺憾に思うことなので、一言、審議がなかったとは言わないでください。</p> <p>それから、もう1つ、優良自治体としての病院としての表彰も受けたというふうなことの、それらのいいことのそれらについても、よく報告していただきたいと思うんですよね。これはそれなりに小さい金額ではあるけれども、黒字を出していて、そういうふうな優良自治体としての表彰も受けているということを、それが結果的に審議会のそれらの意見も参考になっているんだということもあり得ると思うので、それをお願いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長 町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>大変失礼しました。</p> <p>大変審議委員の方々には失礼な発言をしてしましまして、先ほどの答弁は取り消させていただきますし、また、審議委員の方々には大変不快な思いをさせたことをおわび申し上げます。</p>

<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p>	<p>一生懸命やっているでしょうけれども、私の思いとすれば、なかなか皆さんの意見をそのまま病院の先生方に伝えられない歯がゆい思いもありまして、ああいう発言になったことをおわび申し上げます。</p> <p>また、これからできるだけ、儲けなくてもいいから赤字にならないように運営してくださればありがたいと思いますし、また、審議委員の皆様には、そういう部分でご指摘等がありましたらどんどん述べてくだされば、私のほうに報告を上げてくださればありがたいと思います。</p> <p>大変申しわけございませんでした。</p>
	<p>副町長</p>	<p>副町長。</p>
	<p>副町長 (西館芳信君)</p>	<p>大変申しわけありません。私も審議会に町長の代理として出席していながら、何があっても、最初に口頭でもこういうことがありましたということを報告すれば、恐らくこういうことはなかったと思いますが、後ほど、病院のほうからあげてくれるだろうということで、私もつい口頭で報告しなかったと。町長代理として出席していて、院長初め榎山議員、皆さん方、どうすれば病院をよりよく経営していけるかというふうなことで真剣に話し合った経過は十分存じておりますので、大変申しわけございませんでした。</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p>病院事務長。</p>
	<p>病院事務局長 (山崎悠治君)</p>	<p>それでは、せっかくの機会でございますので、このほど平成25年度の自治体立優良病院の表彰を受賞いたしました。</p> <p>これは受賞施設が8病院ございまして、6月20日の全国自治体病院協議会の定時総会の中で表彰式が行われ、院長が受賞してまいりました。</p> <p>この自治体立病院協議会の会長表彰でございますけれども、まずは長年黒字経営が続いていること。あと病院の経営が健全であること。そのほか、各種検診あるいは乳がん検診等の健診率の向上に努めているということで、地域医療に貢献しているというこ</p>

		<p>とが認められまして、受賞となりました。</p> <p>病院経営、平成25年度の病院経営が黒字でありますと、今度、総務大臣賞の候補にも上がりますので、今年度、黒字経営になるよう、院長初め職員一同頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>
	佐々木議長 (議員席)	<p>4番いいですか。</p> <p>ほかにありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	佐々木議長 (議員席)	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	佐々木議長 (議員席)	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第72号について採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	佐々木議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
日程終了の告知	佐々木議長	<p>これで、本日の議事日程は全て終了いたしました。</p> <p>これで、本日の会議を閉じます。</p>
次回日程の報告	佐々木議長	<p>明日11日は議案熟考のため休会といたします。</p> <p>来る12日は、午前10時から決算特別委員会を開き、付託された議案の審査をお願いいたします。</p>
散会宣告	佐々木議長	<p>本日はこれで散会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(散会時刻 午後 4時46分)</p>
	事務局長 (袴田光雄君)	<p>修礼を行いますので、ご起立願います。</p> <p>礼。</p> <p>お疲れ様でした。</p>